

## 民事第一審通常訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移

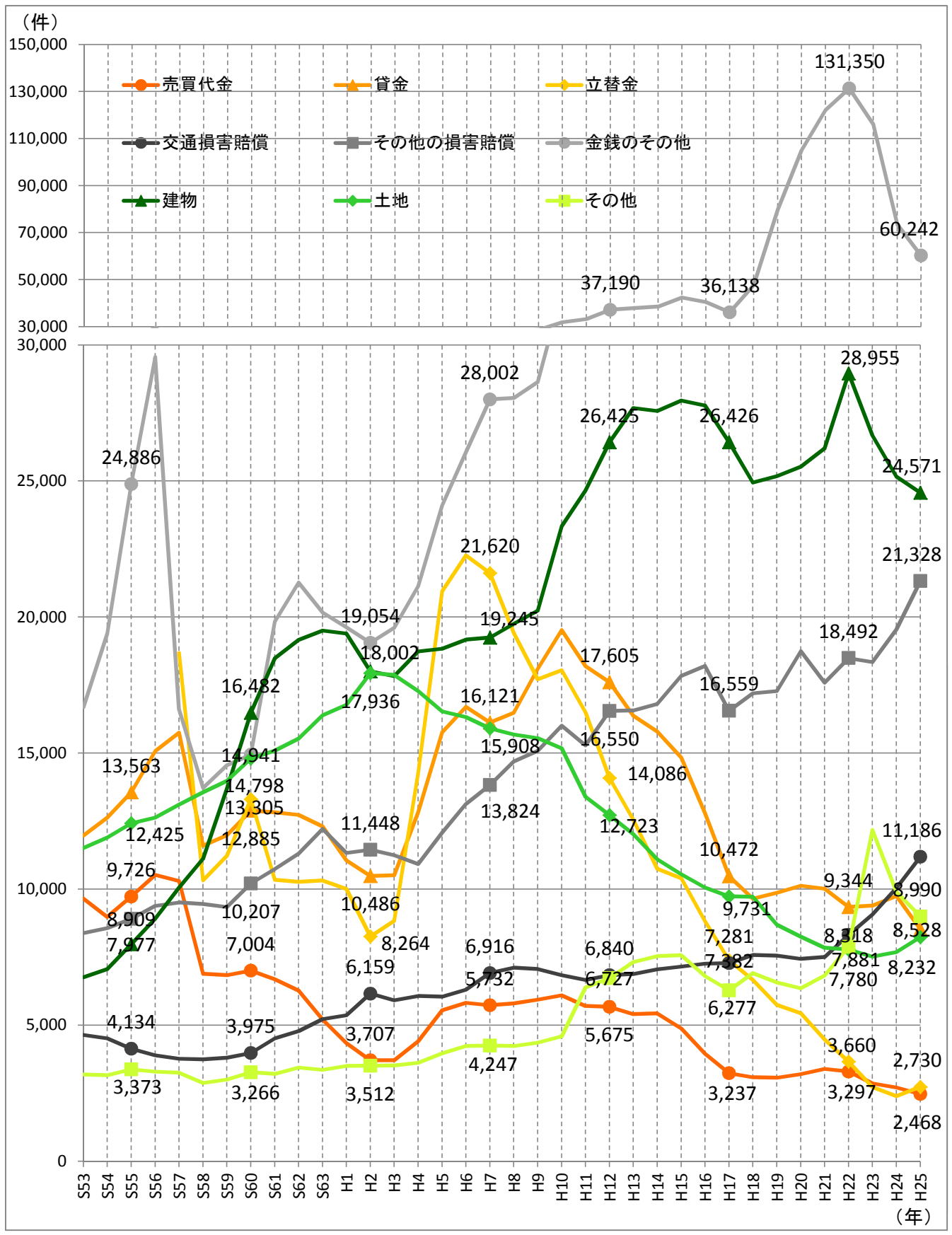
地裁

		上位9類型										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
昭和 53年	類型	全体	金銭の その他	貸金	土地	売買代金	その他の 損害賠償	建物	交通 損害賠償	手形異議	その他	第三者 異議
	件数	85,029	16,691	11,974	11,513	9,650	8,382	6,759	4,642	3,564	3,184	2,856
	全体に 対する割合		19.63%	14.08%	13.54%	11.35%	9.86%	7.95%	5.46%	4.19%	3.74%	3.36%
昭和 58年	類型	全体	金銭の その他	土地	貸金	建物	立替金	その他の 損害賠償	売買代金	交通 損害賠償	その他	手形異議
	件数	93,172	13,717	13,562	11,598	11,112	10,320	9,452	6,887	3,742	2,877	2,497
	全体に 対する割合		14.72%	14.56%	12.45%	11.93%	11.08%	10.14%	7.39%	4.02%	3.09%	2.68%
昭和 63年	類型	全体	金銭の その他	建物	土地	貸金	その他の 損害賠償	立替金	交通損害 賠償	売買代金	その他	金銭債権 存否
	件数	113,471	20,168	19,507	16,388	12,304	12,215	10,315	5,219	5,205	3,359	3,159
	全体に 対する割合		17.77%	17.19%	14.44%	10.84%	10.76%	9.09%	4.60%	4.59%	2.96%	2.78%
平成 5年	類型	全体	金銭の その他	立替金	建物	土地	貸金	その他の 損害賠償	交通損害 賠償	売買代金	その他	金銭債権 存否
	件数	131,149	24,104	20,953	18,840	16,531	15,765	12,081	6,050	5,547	3,966	2,523
	全体に 対する割合		18.38%	15.98%	14.37%	12.60%	12.02%	9.21%	4.61%	4.23%	3.02%	1.92%
平成 10年	類型	全体	金銭の その他	建物	貸金	立替金	その他の 損害賠償	土地	交通損害 賠償	売買代金	その他	金銭債権 存否
	件数	148,629	31,929	23,343	19,516	18,046	16,012	15,178	6,834	6,096	4,589	3,097
	全体に 対する割合		21.48%	15.71%	13.13%	12.14%	10.77%	10.21%	4.60%	4.10%	3.09%	2.08%
平成 15年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	貸金	土地	立替金	その他	交通 損害賠償	売買代金	金銭債権 存否
	件数	148,665	42,344	27,959	17,841	14,838	10,547	10,400	7,568	7,150	4,878	3,072
	全体に 対する割合		28.48%	18.81%	12.00%	9.98%	7.09%	7.00%	5.09%	4.81%	3.28%	2.07%
平成 20年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	貸金	土地	交通損害 賠償	その他	立替金	売買代金	金銭債権 存否
	件数	192,233	104,992	25,530	18,744	10,126	8,250	7,435	6,354	5,436	3,198	1,333
	全体に 対する割合		54.62%	13.28%	9.75%	5.27%	4.29%	3.87%	3.31%	2.83%	1.66%	0.69%
平成 25年	類型	全体	金銭の その他	建物	その他の 損害賠償	交通損害 賠償	その他	貸金	土地	立替金	売買代金	金銭債権 存否
	件数	149,931	60,242	24,571	21,328	11,186	8,990	8,528	8,232	2,730	2,468	1,123
	全体に 対する割合		40.18%	16.39%	14.23%	7.46%	6.00%	5.69%	5.49%	1.82%	1.65%	0.75%

# 民事第一審通常訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移

(上位9類型)

地裁



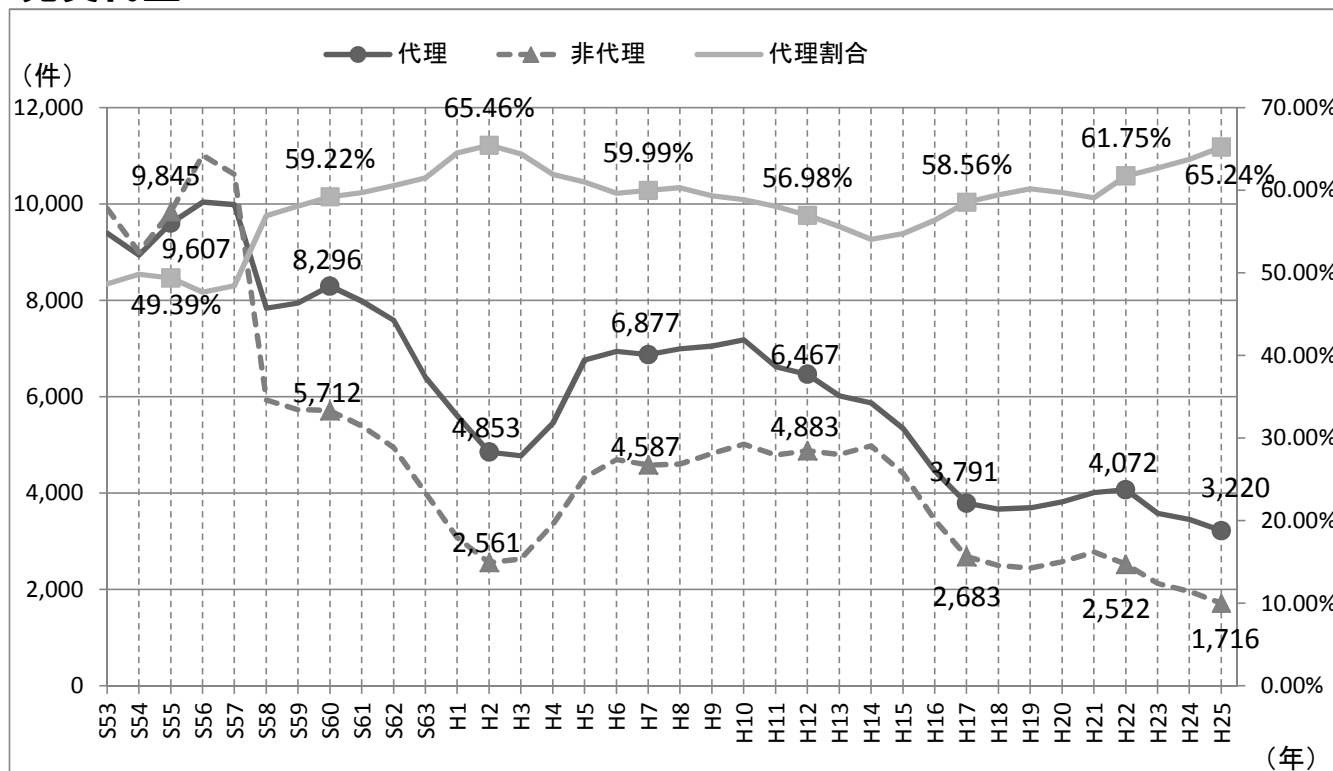
## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

(上位9類型)

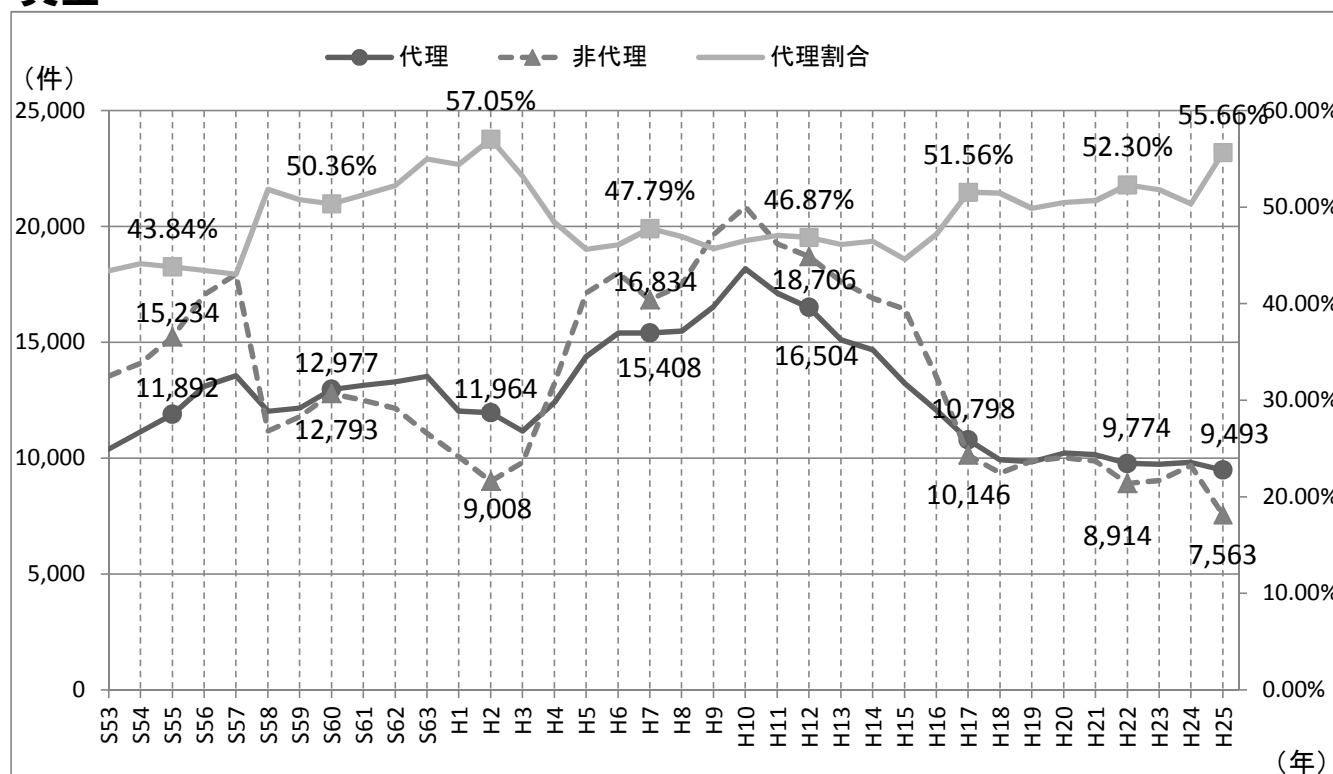
※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div (\text{代理数} + \text{非代理数})$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

## 売買代金



## 貸金



## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

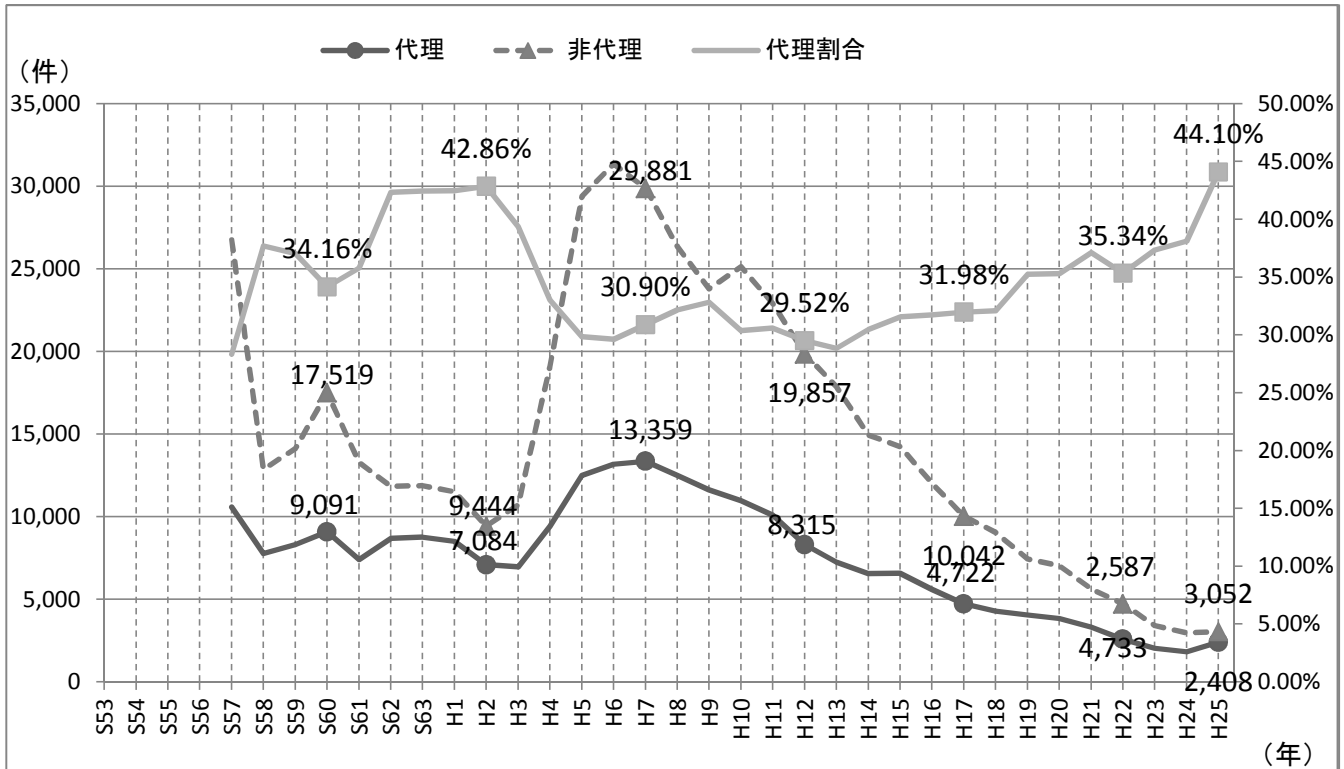
(上位9類型)

※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

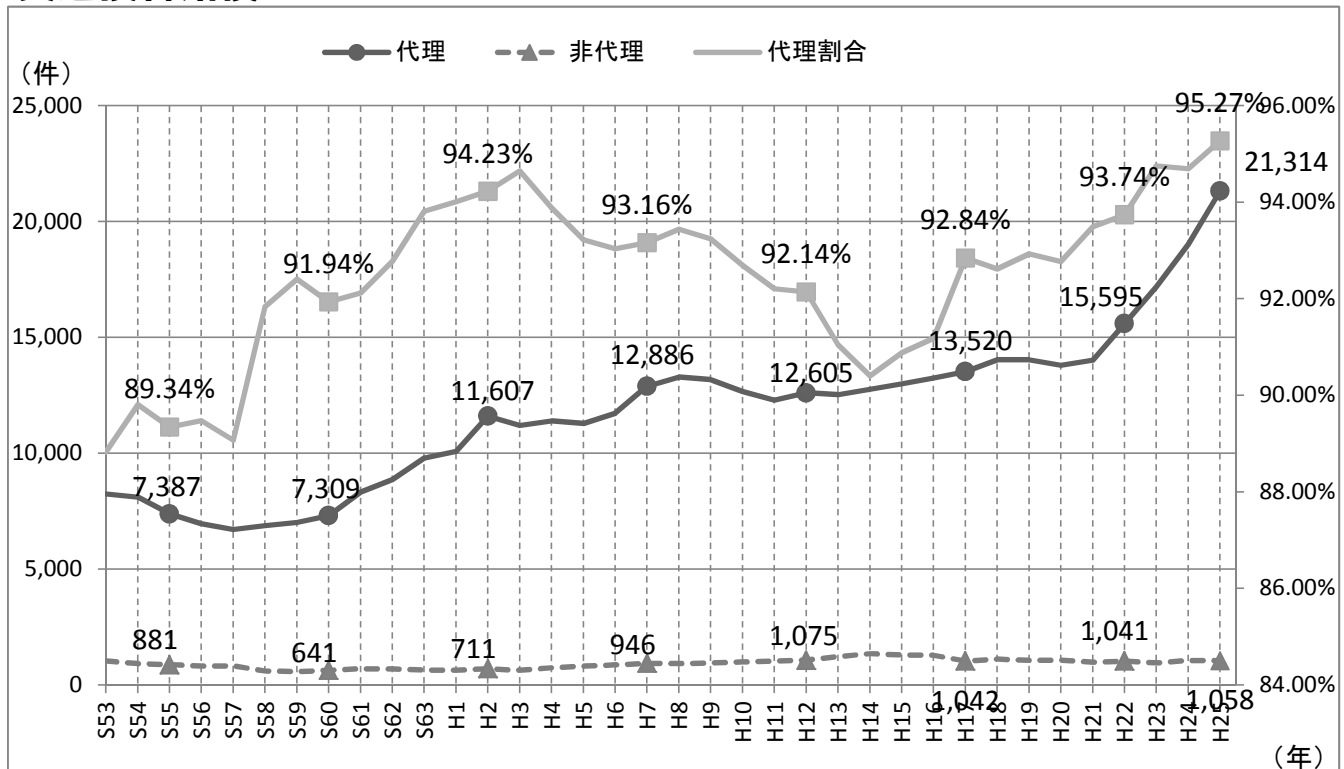
※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div ([\text{代理数}] + [\text{非代理数}])$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

地裁

### 立替金



### 交通損害賠償



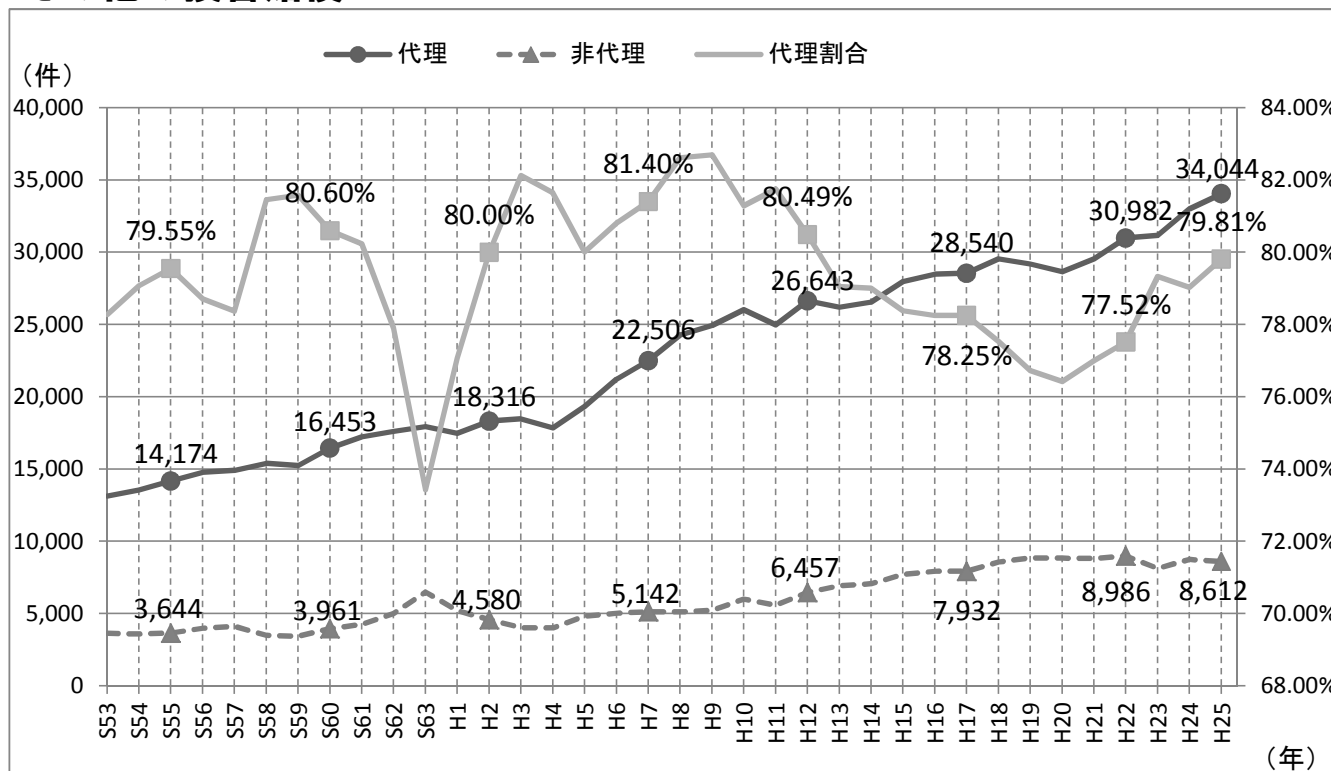
## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

(上位9類型)

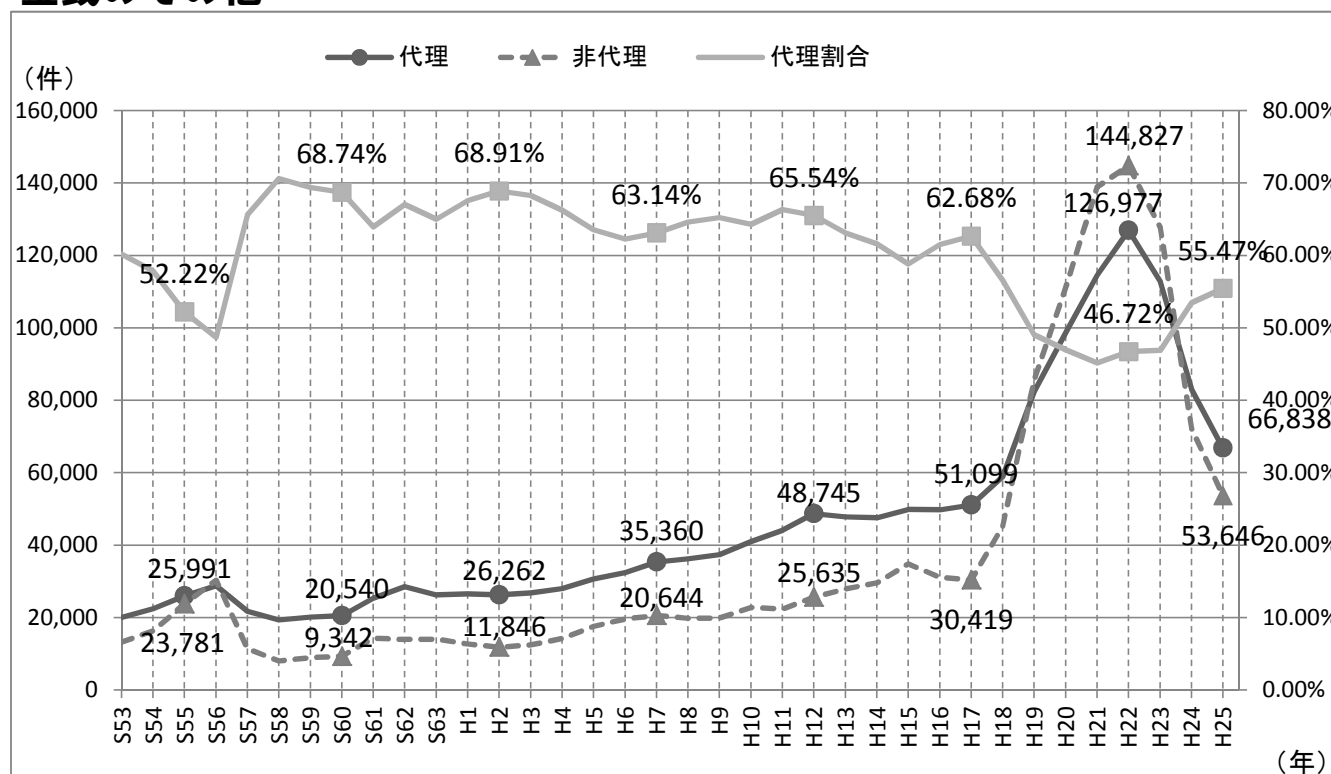
※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div (\text{代理数} + \text{非代理数})$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

## その他の損害賠償



## 金銭のその他



# 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

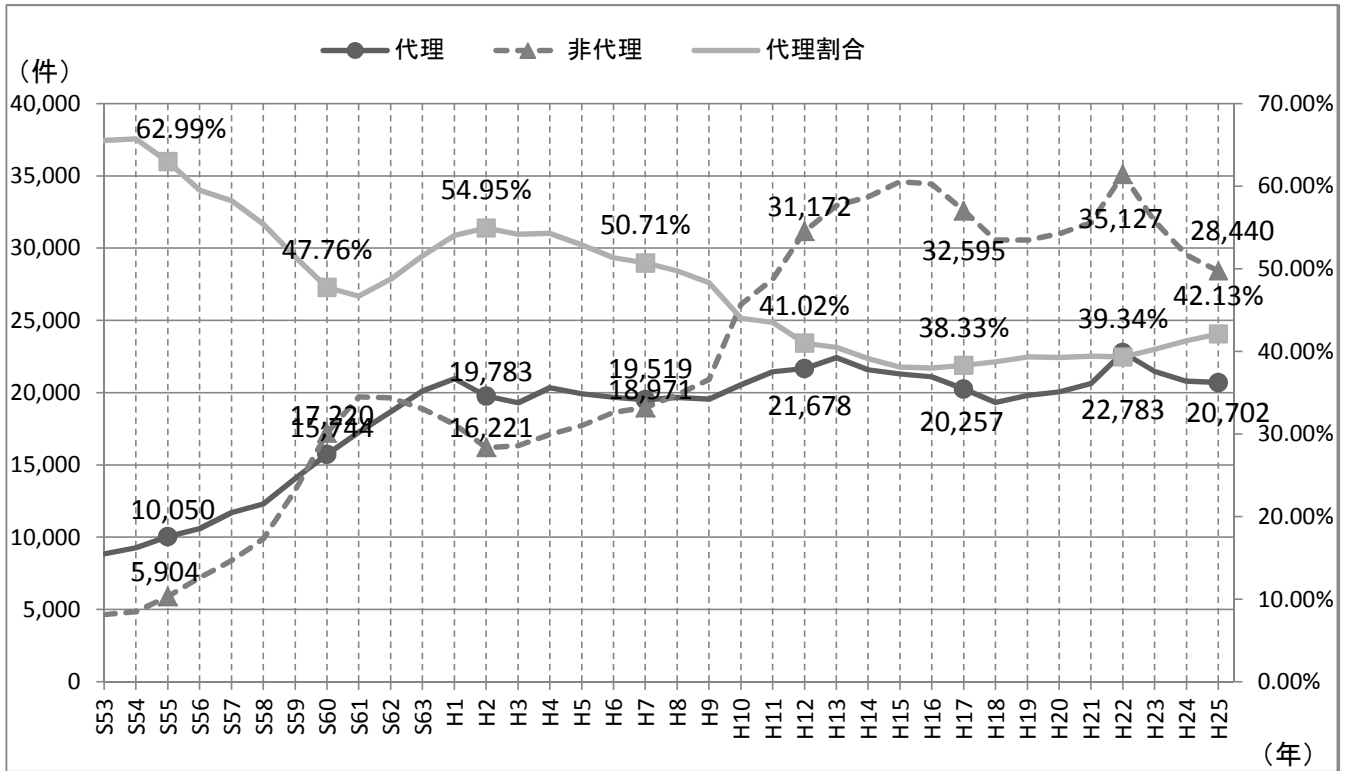
(上位9類型)

※ 「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

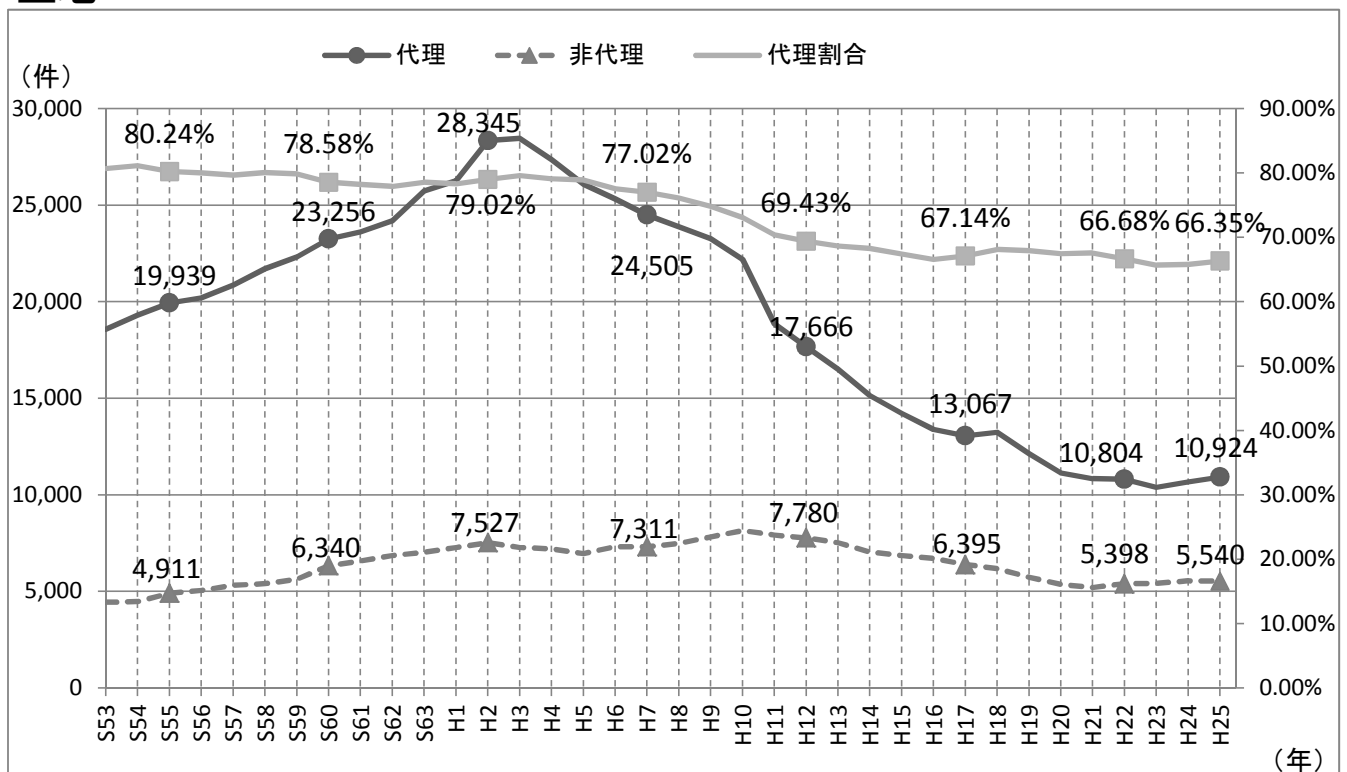
※ 「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div (\text{代理数} + \text{非代理数})$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

**地裁**

## 建物



## 土地



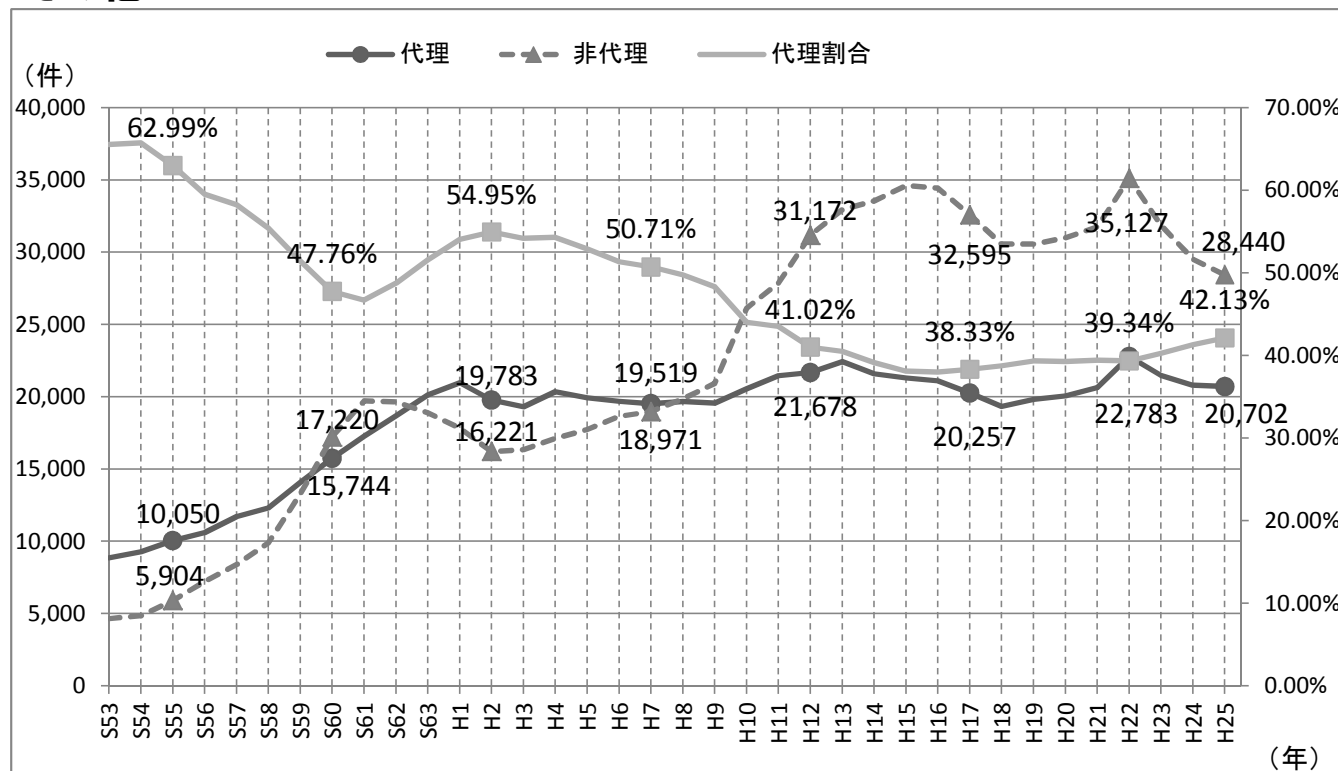
## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

(上位9類型)

※ 「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※ 「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div ([\text{代理数}] + [\text{非代理数}])$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

## その他



※ 「その他」は、他のいずれの分類にも該当しない民事事件(例:動産の引渡し又は所有権確認,株主総会決議不存,無効又は取消しの訴え)をいう。

## 民事第一審通常訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移

簡裁

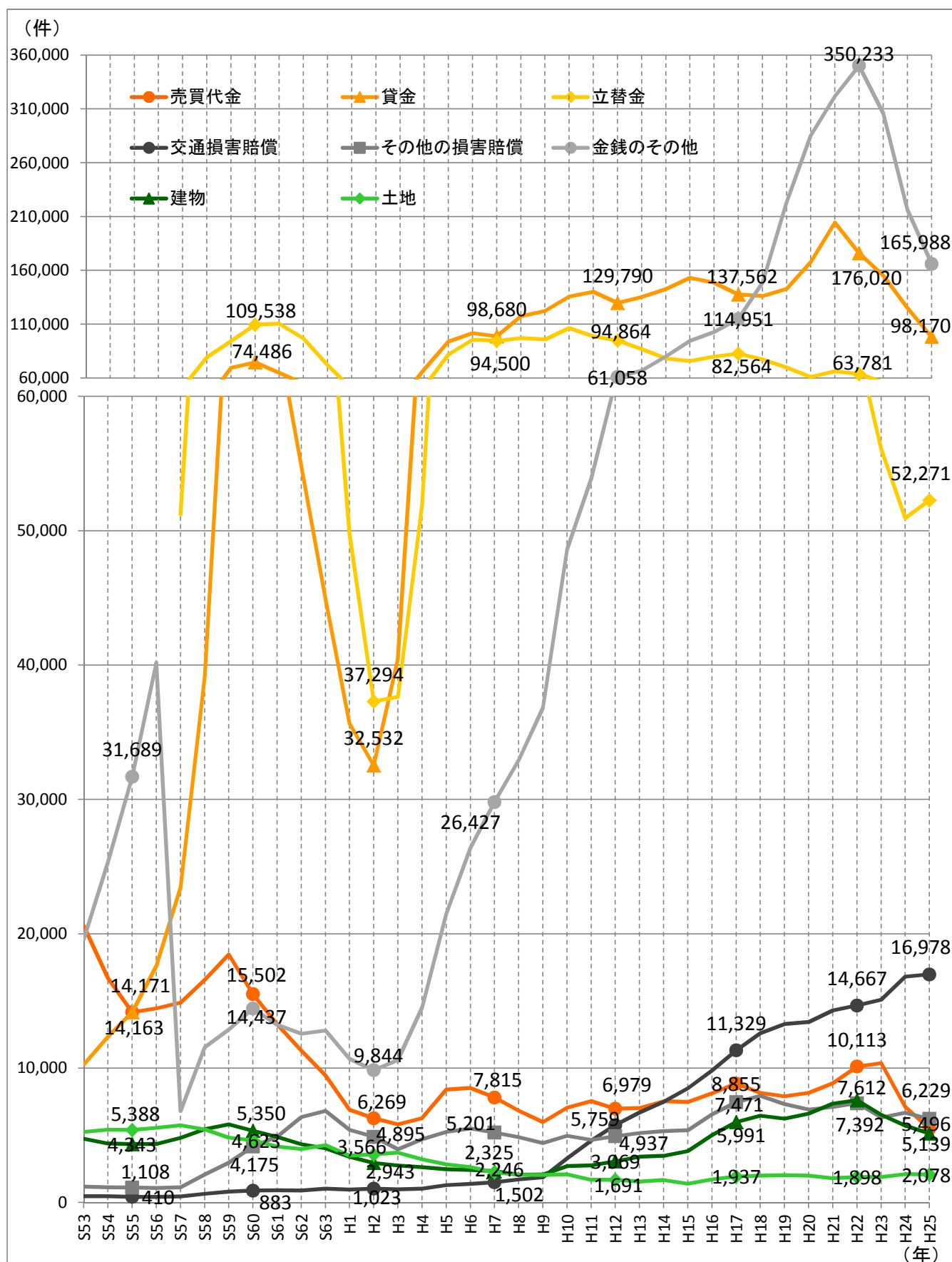
		上位 8 類型										
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
昭和 53年	類型	全体	売買代金	金銭の その他	貸金	土地	建物	その他の 損害賠償	その他	手形金	交通 損害賠償	金銭債権 存否
	件数	64,287	20,591	19,597	10,266	5,264	4,750	1,172	671	515	470	432
	全体に 対する割合		32.03%	30.48%	15.97%	8.19%	7.39%	1.82%	1.04%	0.80%	0.73%	0.67%
昭和 58年	類型	全体	立替金	貸金	売買代金	金銭の その他	建物	土地	その他の 損害賠償	金銭債権 存否	その他	交通 損害賠償
	件数	163,475	79,179	39,168	16,578	11,555	5,467	5,435	2,077	1,299	997	657
	全体に 対する割合		48.43%	23.96%	10.14%	7.07%	3.34%	3.32%	1.27%	0.79%	0.61%	0.40%
昭和 63年	類型	全体	立替金	貸金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償	土地	建物	交通 損害賠償	その他	金銭債権 存否
	件数	157,200	71,966	44,892	12,807	9,450	6,822	4,272	4,033	1,017	811	572
	全体に 対する割合		45.78%	28.56%	8.15%	6.01%	4.34%	2.72%	2.57%	0.65%	0.52%	0.36%
平成 5年	類型	全体	貸金	立替金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償	土地	建物	交通 損害賠償	その他	金銭債権 存否
	件数	219,060	93,970	81,876	21,514	8,395	5,256	2,845	2,477	1,290	721	403
	全体に 対する割合		42.90%	37.38%	9.82%	3.83%	2.40%	1.30%	1.13%	0.59%	0.33%	0.18%
平成 10年	類型	全体	貸金	立替金	金銭の その他	売買代金	その他の 損害賠償	交通損害 賠償	建物	土地	その他	金銭債権 存否
	件数	312,709	135,589	106,375	48,612	7,053	4,961	3,282	2,707	2,095	954	758
	全体に 対する割合		43.36%	34.02%	15.55%	2.26%	1.59%	1.05%	0.87%	0.67%	0.31%	0.24%
平成 15年	類型	全体	貸金	金銭の その他	立替金	交通 損害賠償	売買代金	その他の 損害賠償	建物	土地	その他	金銭債権 存否
	件数	352,643	153,063	94,525	75,877	8,507	7,485	5,382	3,824	1,400	1,334	987
	全体に 対する割合		43.40%	26.80%	21.52%	2.41%	2.12%	1.53%	1.08%	0.40%	0.38%	0.28%
平成 20年	類型	全体	金銭の その他	貸金	立替金	交通 損害賠償	売買代金	その他の 損害賠償	建物	その他	土地	金銭債権 存否
	件数	554,905	285,162	167,792	61,061	13,433	8,156	6,914	6,615	2,825	1,987	856
	全体に 対する割合		48.61%	30.24%	11.00%	2.42%	1.47%	1.25%	1.19%	0.51%	0.36%	0.15%
平成 25年	類型	全体	金銭の その他	貸金	立替金	交通 損害賠償	その他の 損害賠償	売買代金	建物	その他	土地	金銭債権 存否
	件数	356,092	165,988	98,170	52,271	16,978	6,229	5,496	5,139	3,233	2,078	409
	全体に 対する割合		46.61%	27.57%	14.68%	4.77%	1.75%	1.54%	1.44%	0.91%	0.58%	0.11%



## 民事第一審通常訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移

(上位8類型)

簡裁



※ 簡裁の既済事件において、弁護士非関与かつ司法書士関与の事件は、「双方本人」に含む。

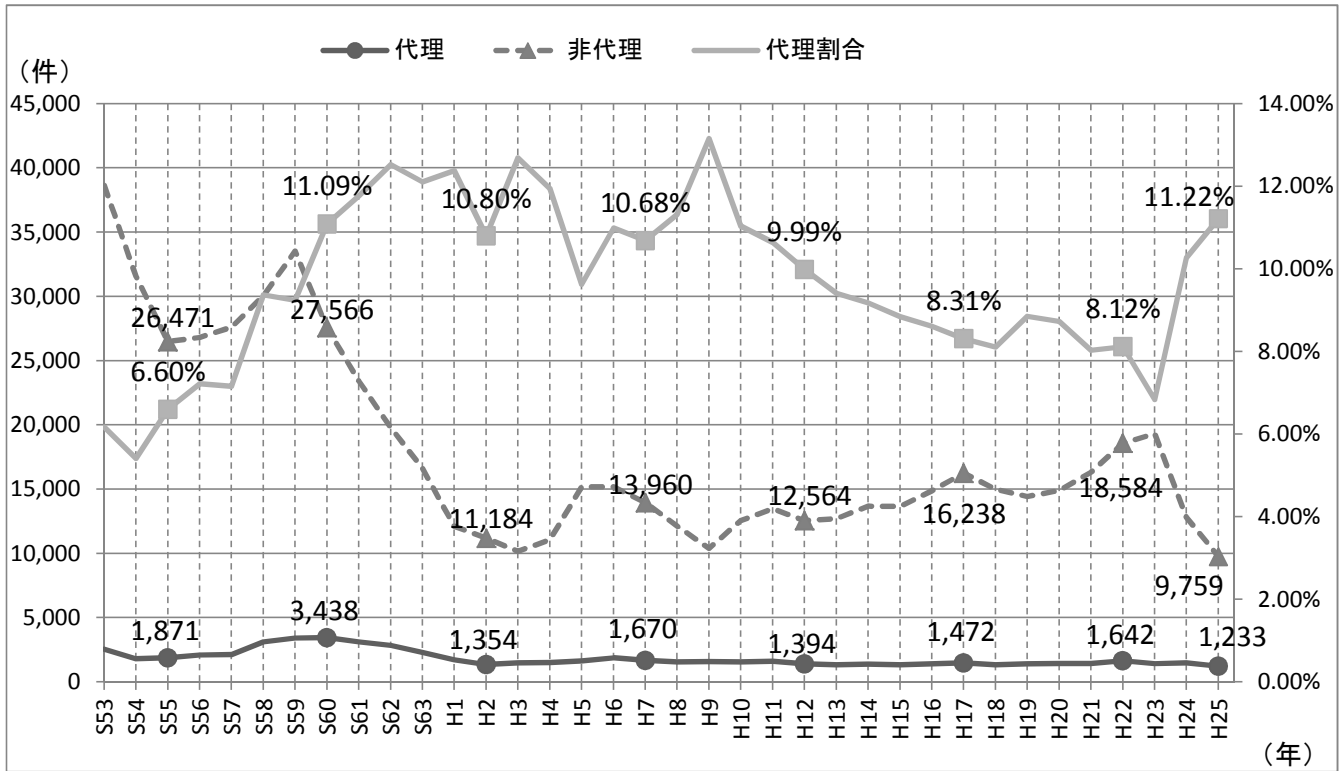
## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

(上位8類型)

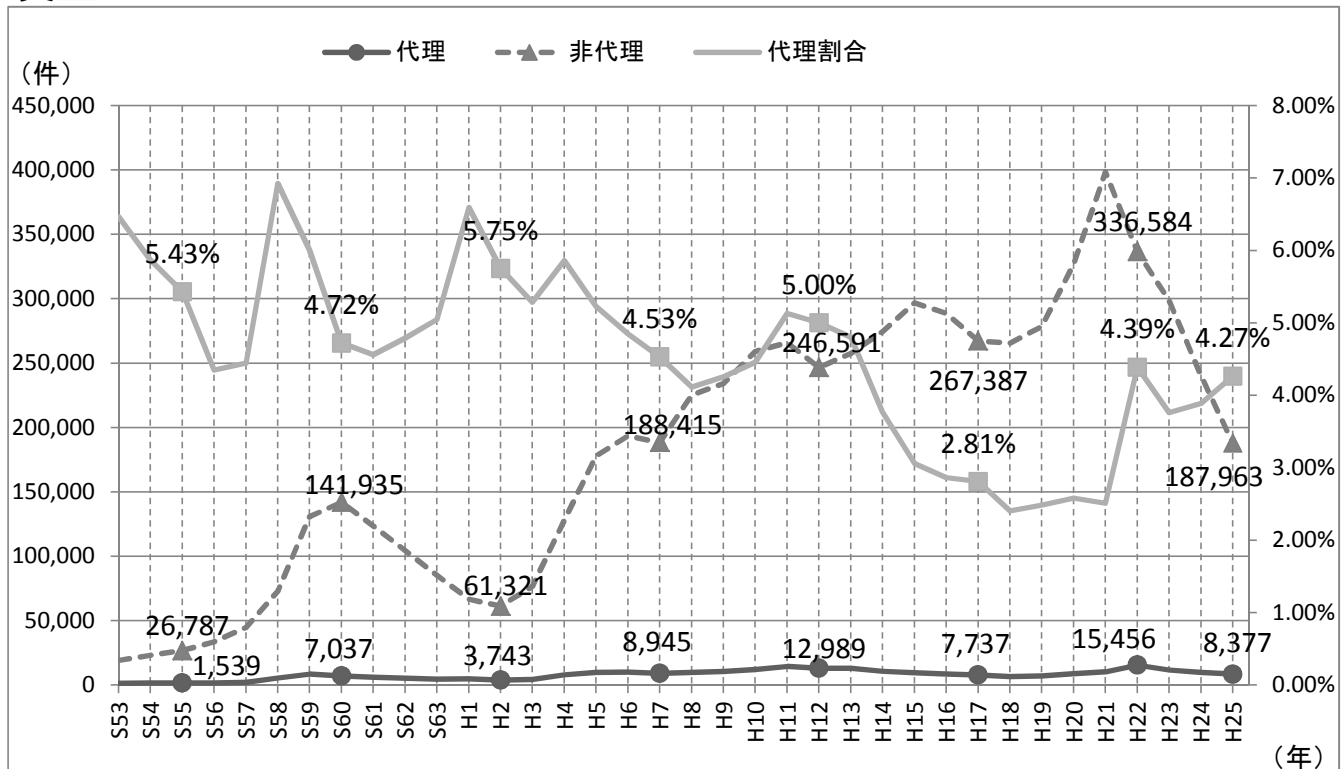
※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{「代理数」} \div (\text{「代理数」} + \text{「非代理数」})] \times 2$ で算出した値である。

### 売買代金



### 貸金



## 簡裁

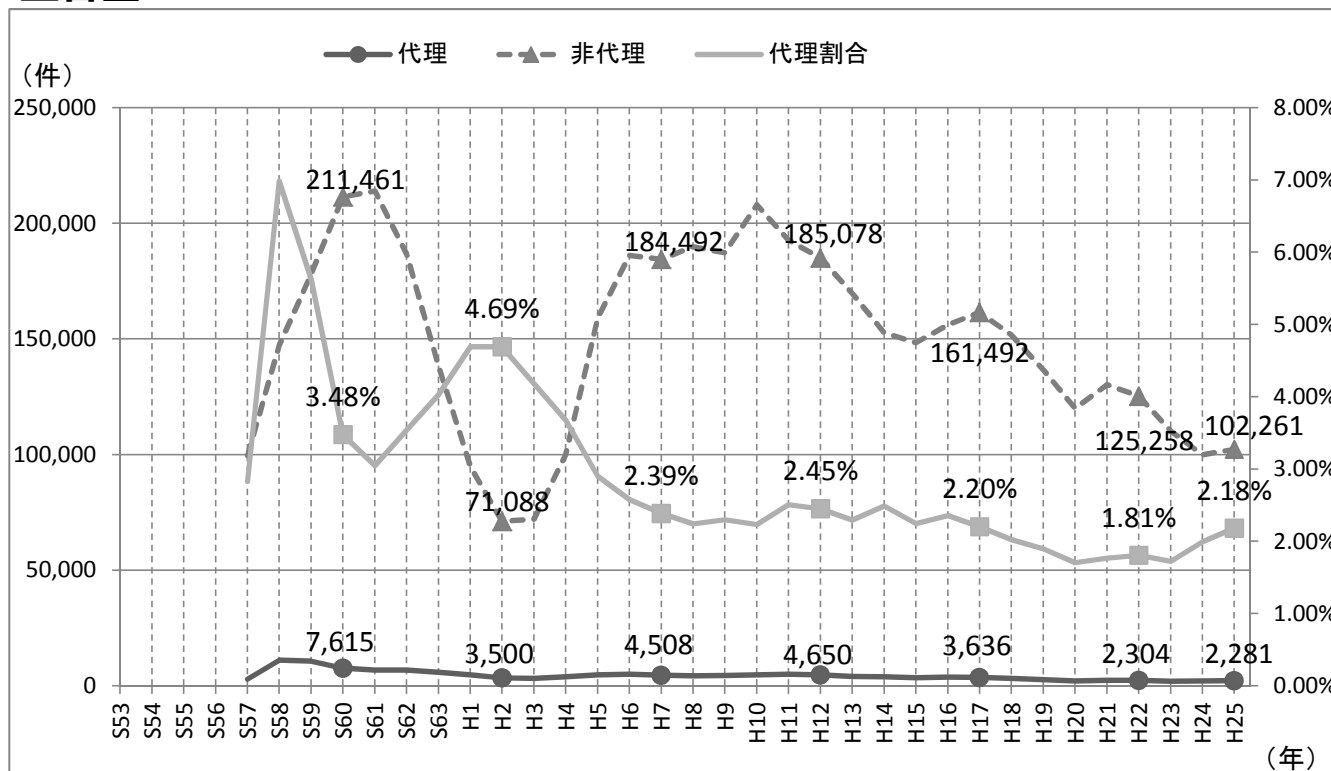
## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

(上位8類型)

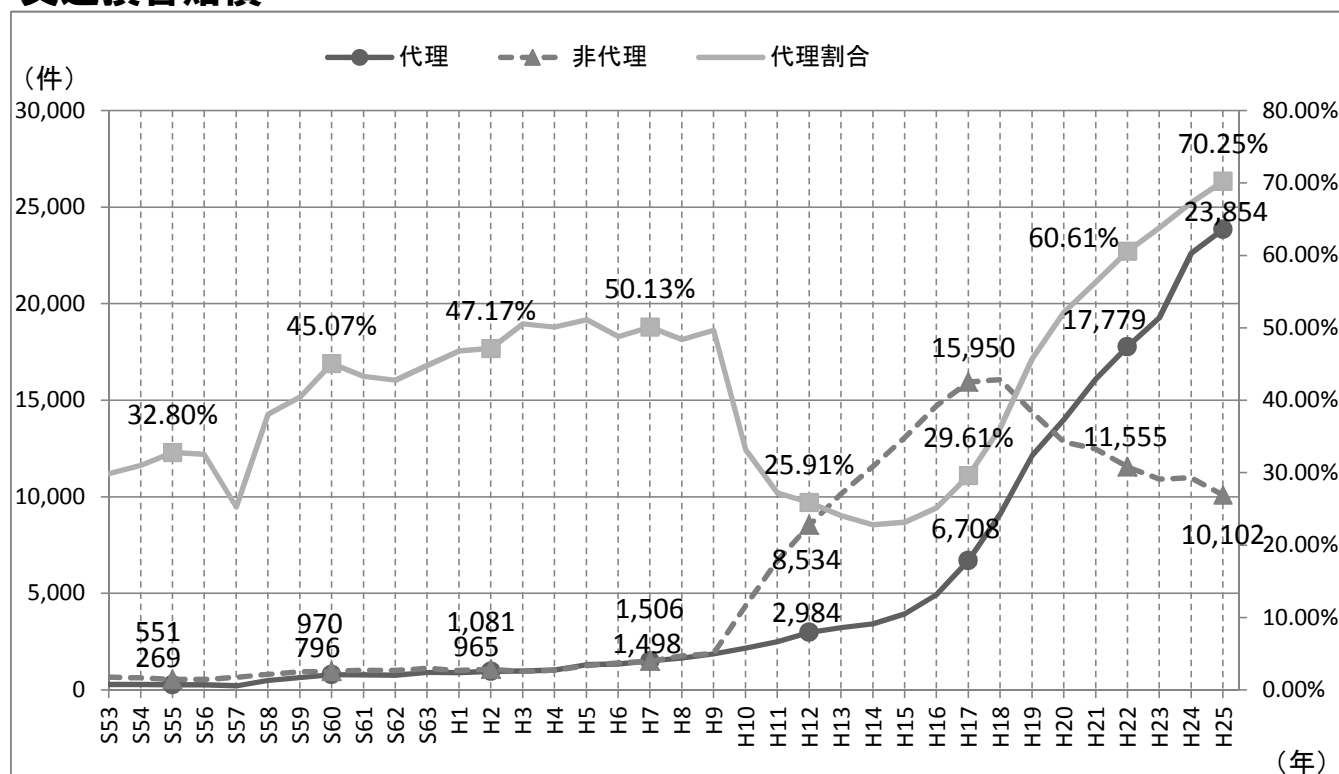
※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div (\text{代理数} + \text{非代理数})$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

## 立替金



## 交通損害賠償



## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

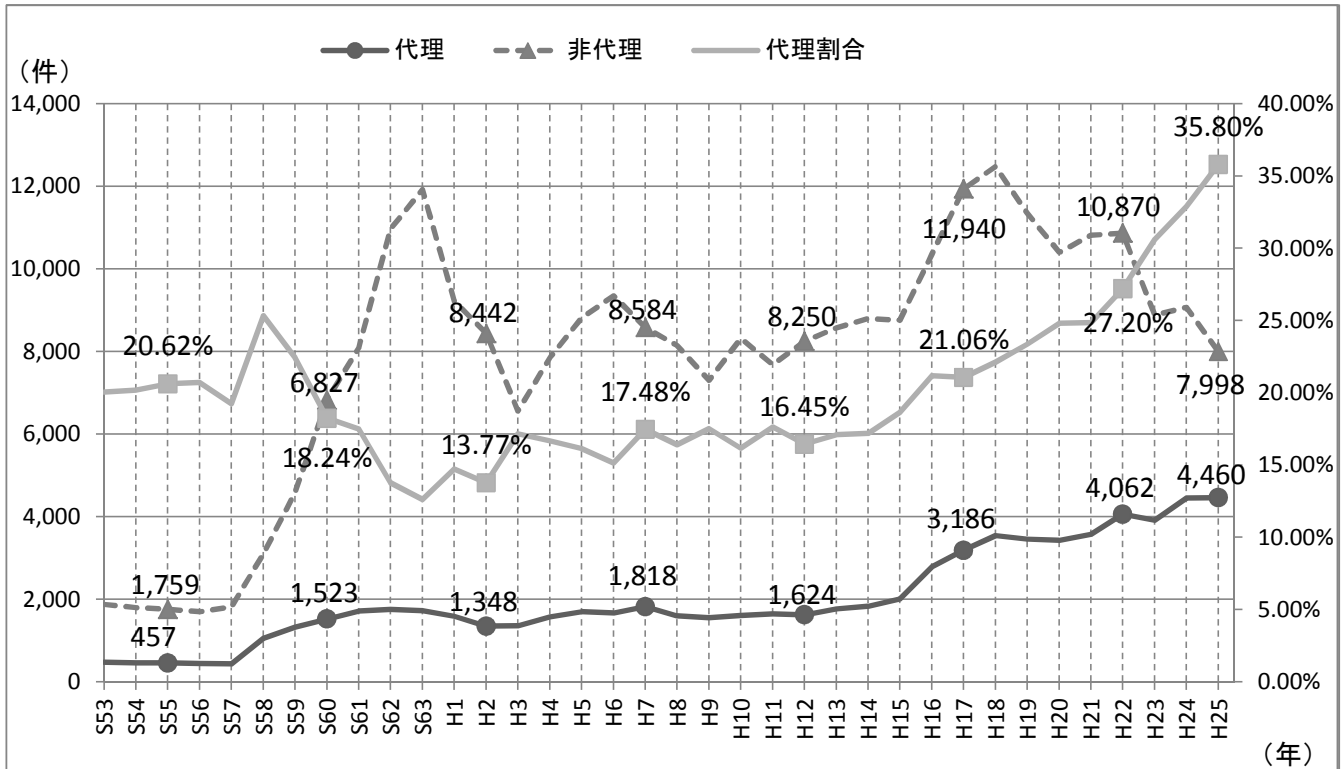
簡裁

(上位8類型)

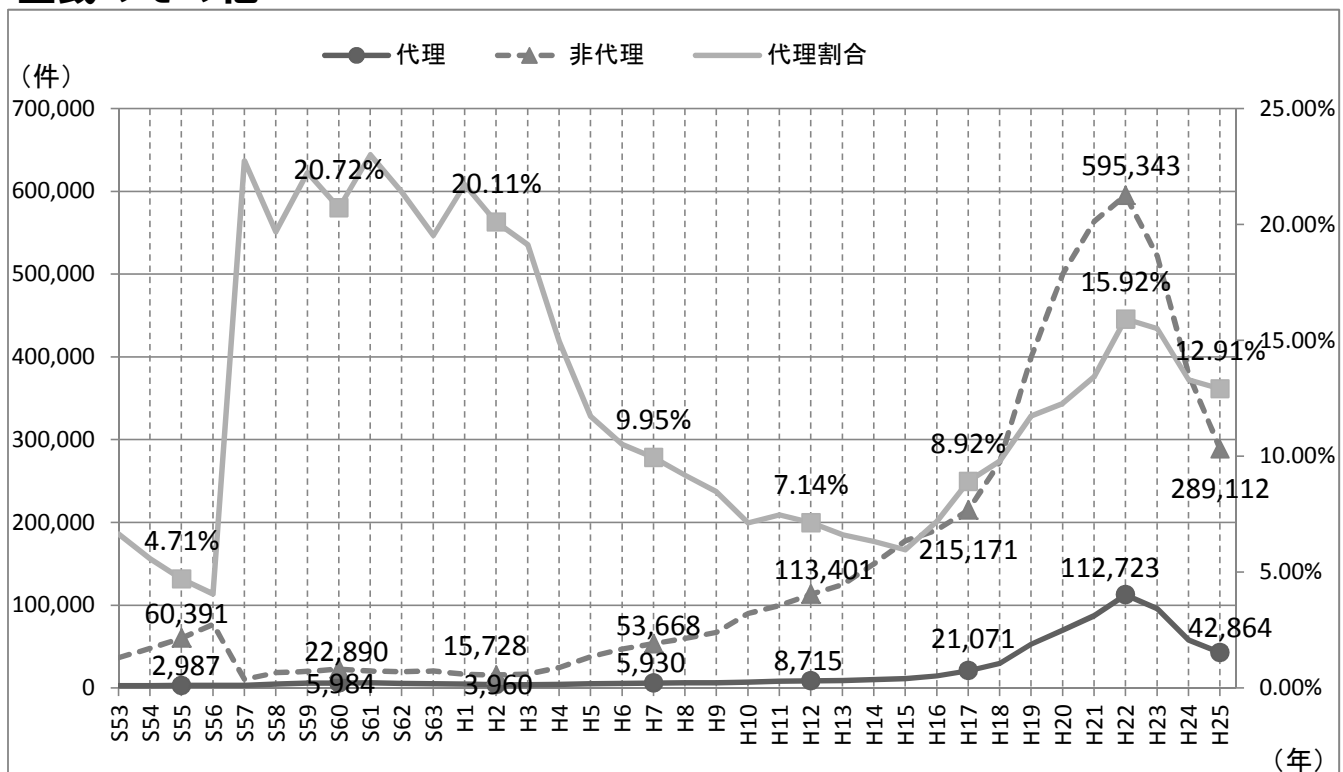
※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{「代理数」} \div (\text{「代理数」} + \text{「非代理数」})] \times 100\%$ で算出した値である。

### その他の損害賠償



### 金銭のその他



## 簡裁

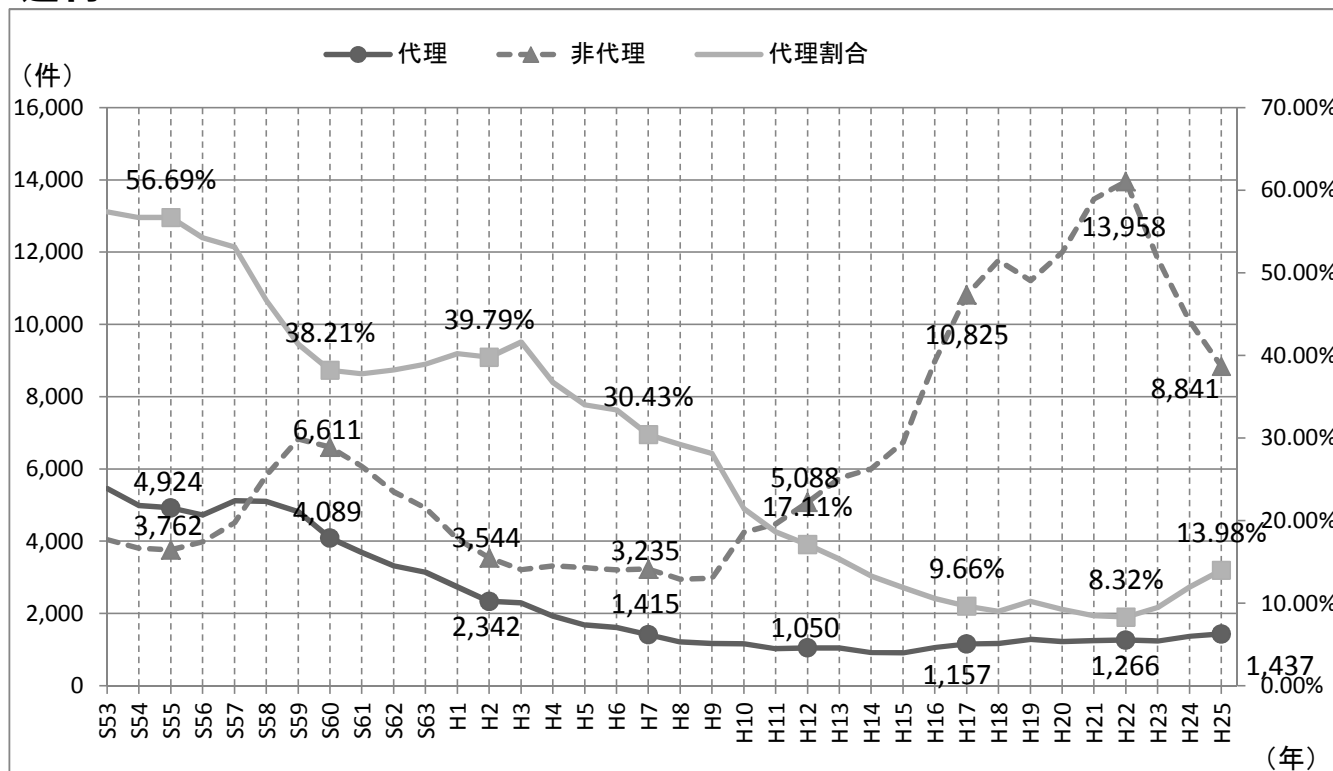
## 民事第一審通常訴訟「代理数」の推移

(上位8類型)

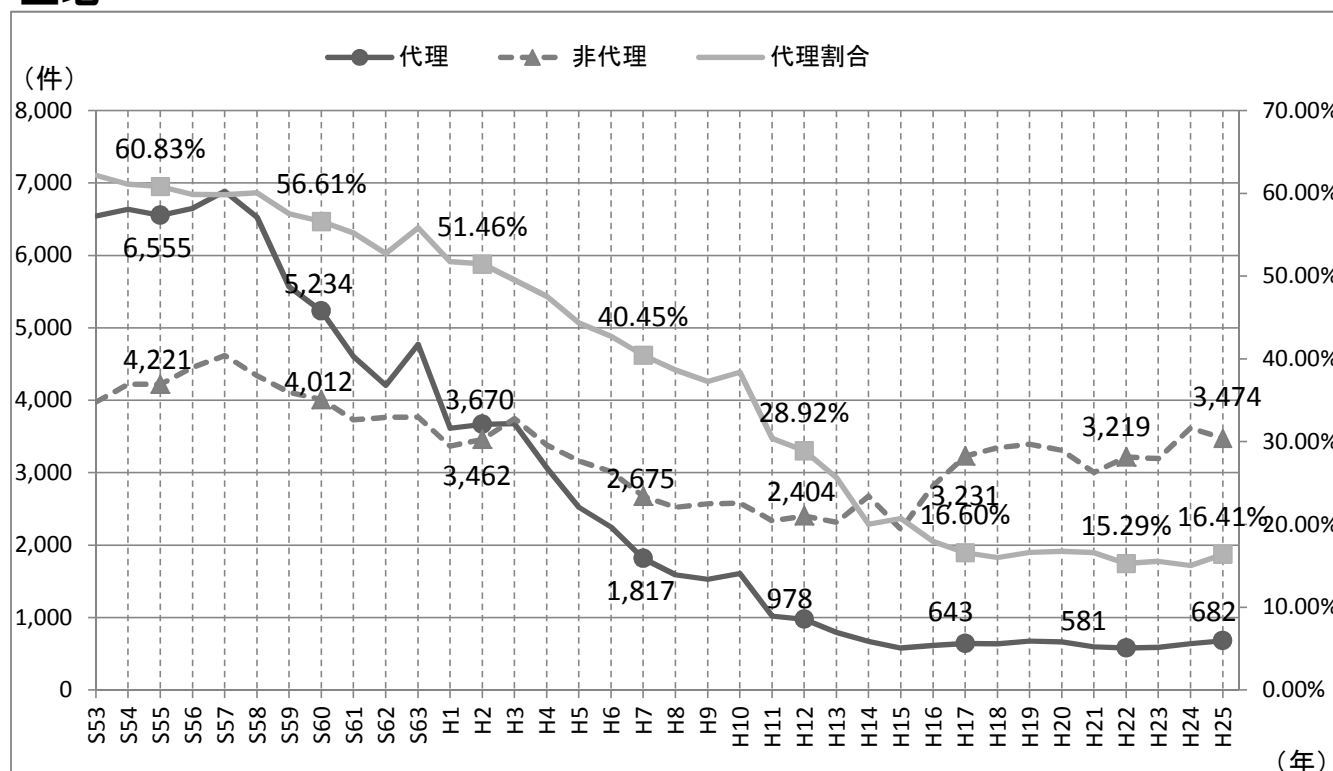
※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div (\text{代理数} + \text{非代理数})$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

## 建物



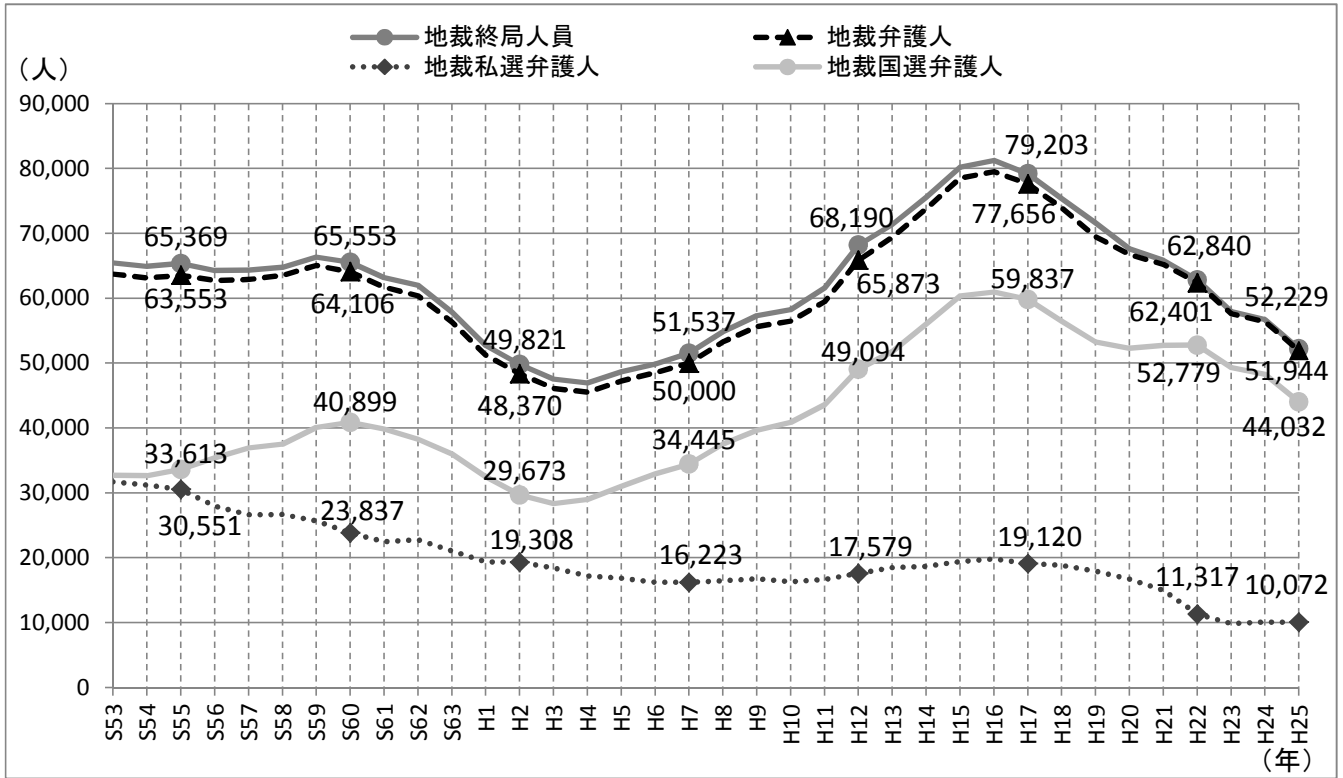
## 土地



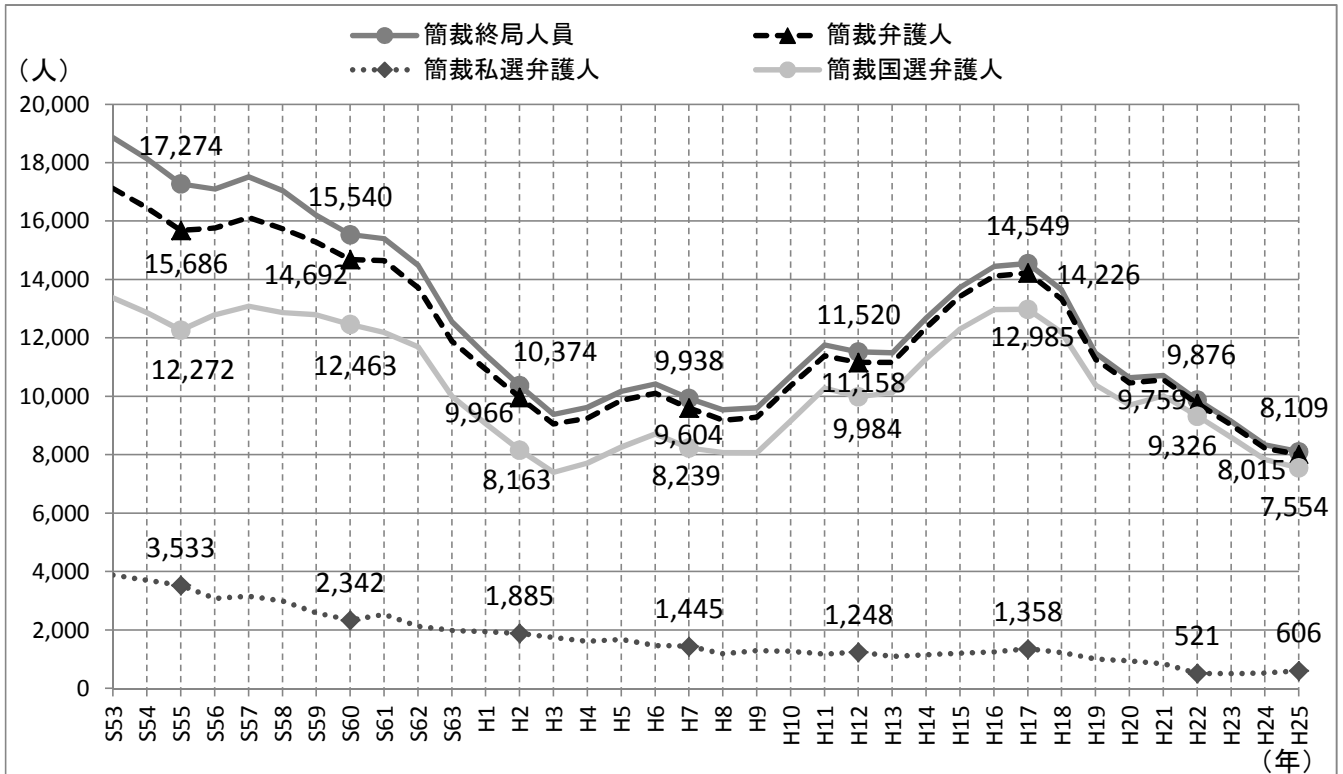
## 刑事第一審通常訴訟「弁護人が付いた被告人数」の推移

※ 同一被告人に対し、私選弁護士及び国選弁護士が選任された場合には、重複して計上した。

### 地裁【既済】



### 簡裁【既済】

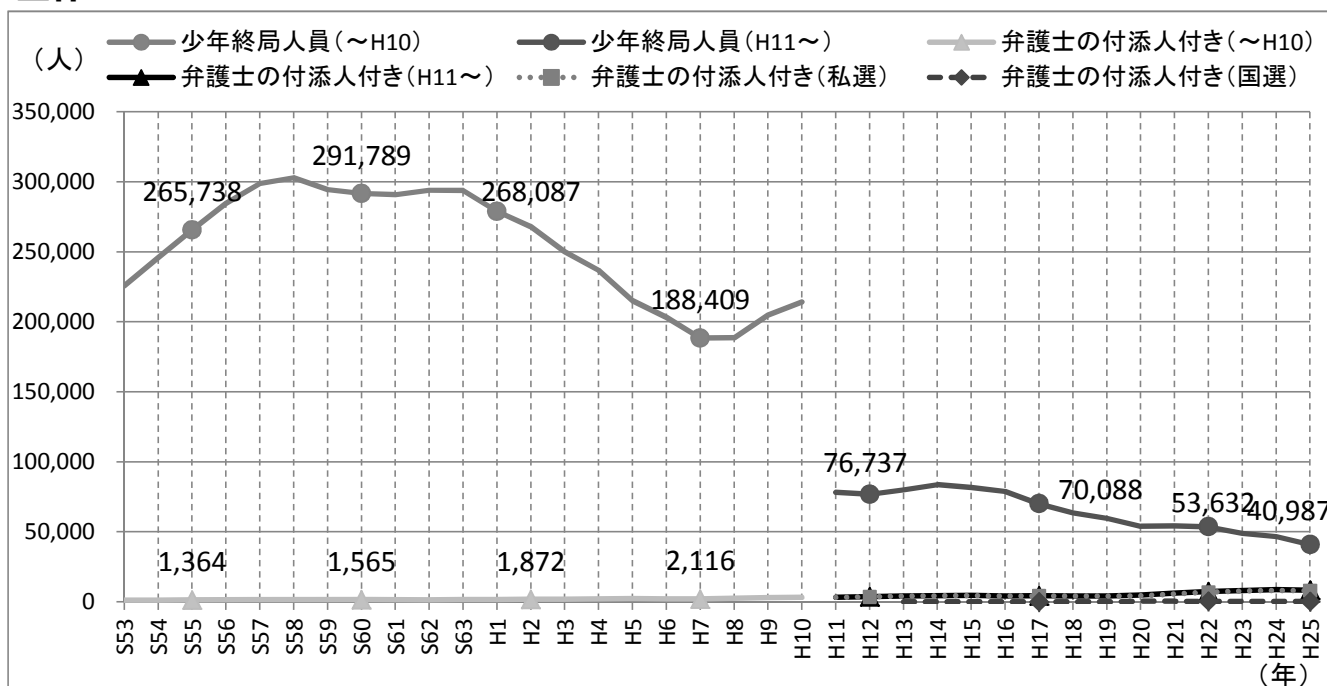


※ 簡裁の人員は、略式請求された人員を含まない。

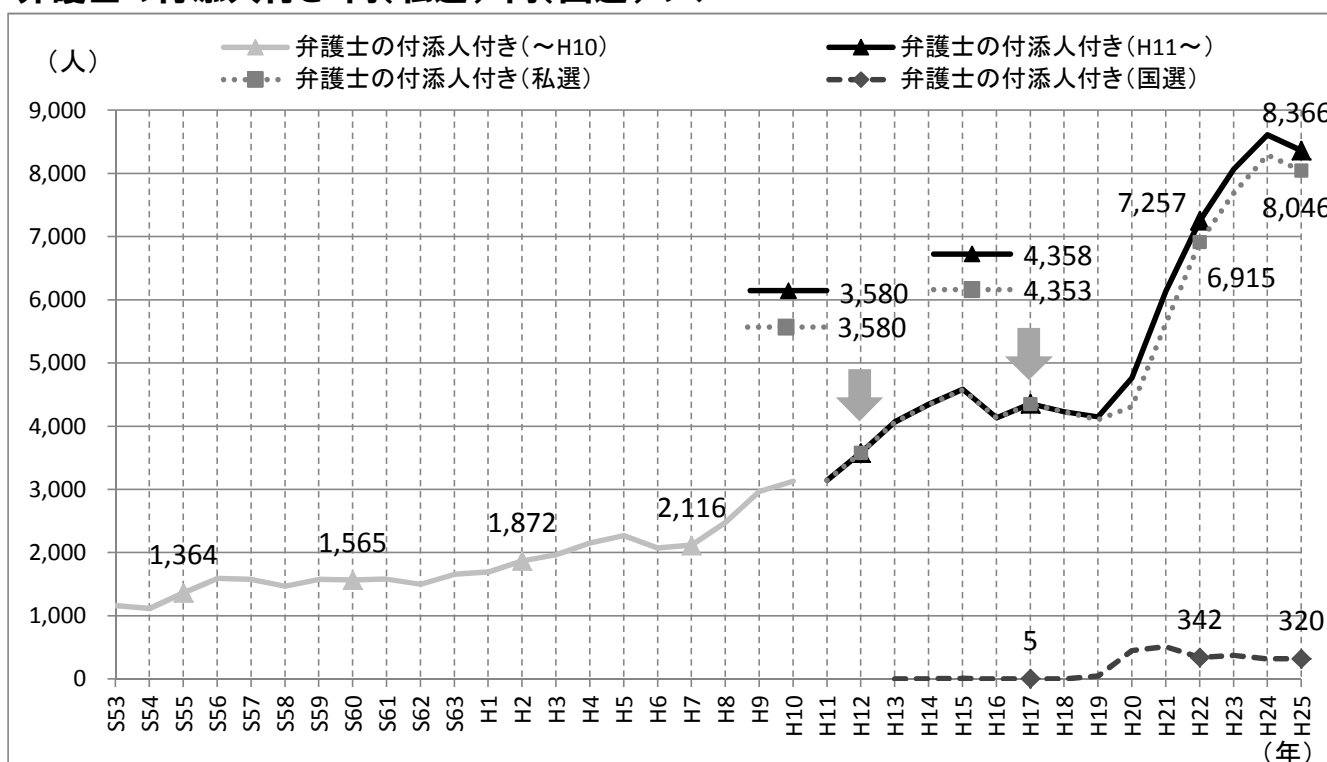
## 少年一般保護事件「弁護士である付添人が付いた少年数」の推移

※「少年一般保護事件」とは、少年保護事件から道路交通法違反保護事件及び自動車の保管場所の確保等に関する法律違反保護事件を除いたものをいう。

### 全体



### 弁護士の付添人付き・同(私選)・同(国選)のみ

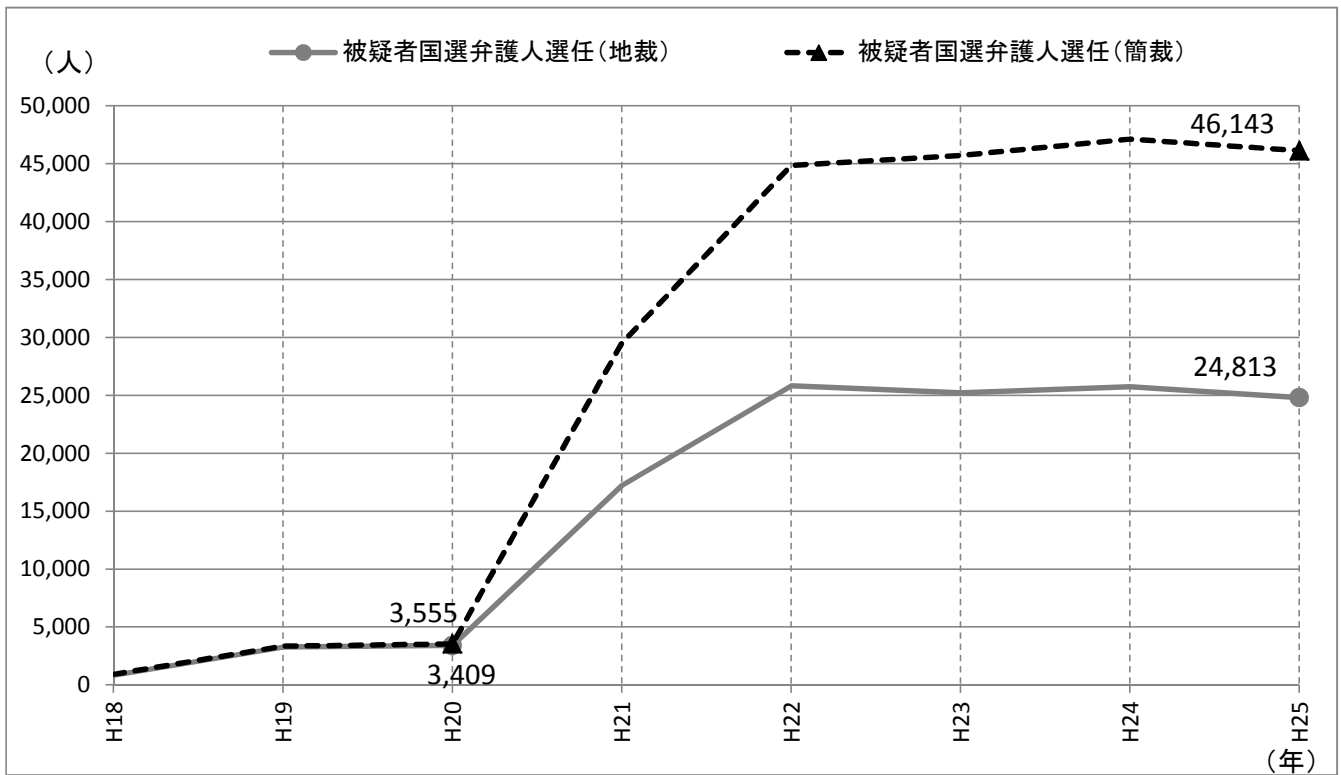


※ 数値は、少年一般保護事件(平成11年以降については、次の[1]～[4]を除く。)で終局決定のあった人員である。

[1]簡易送致事件, [2](無免許)過失運転致死傷事件, (無免許)過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱事件, 車両運転による業務上(重)過失致死傷事件, 自動車運転過失致死傷事件及び(無免許)危険運転致死傷事件, [3]移送や回付で終局した事件, [4]併合審理され, 既済事件として集計しなかったもの(従たる事件)

※ 同一の少年に対し, 私選付添人及び国選付添人が選任された場合には, 国選付添人が付いたものとして計上した(国選付添人制度は, 平成13年4月1日から施行)。

## 被疑者段階の国選弁護人選任状況(地裁・簡裁)



- ※ 被疑者国選弁護人の請求先は、被疑事件の管轄(地方裁判所と簡易裁判所のいずれが管轄すべきものか)と無関係に決められる(刑事訴訟法規則第28条の2、第299条第1項)。
- ※ 人員は延べ人員である。
- ※ 平成18年の数値は、10月2日(被疑者国選弁護制度施行日)から12月31日までの数値である。
- ※ 刑事訴訟法の改正により、平成21年5月21日に被疑者国選弁護の対象事件の範囲が拡大された。



## 人事第一審訴訟 事件類型別事件数(既済)の推移

地裁 家裁

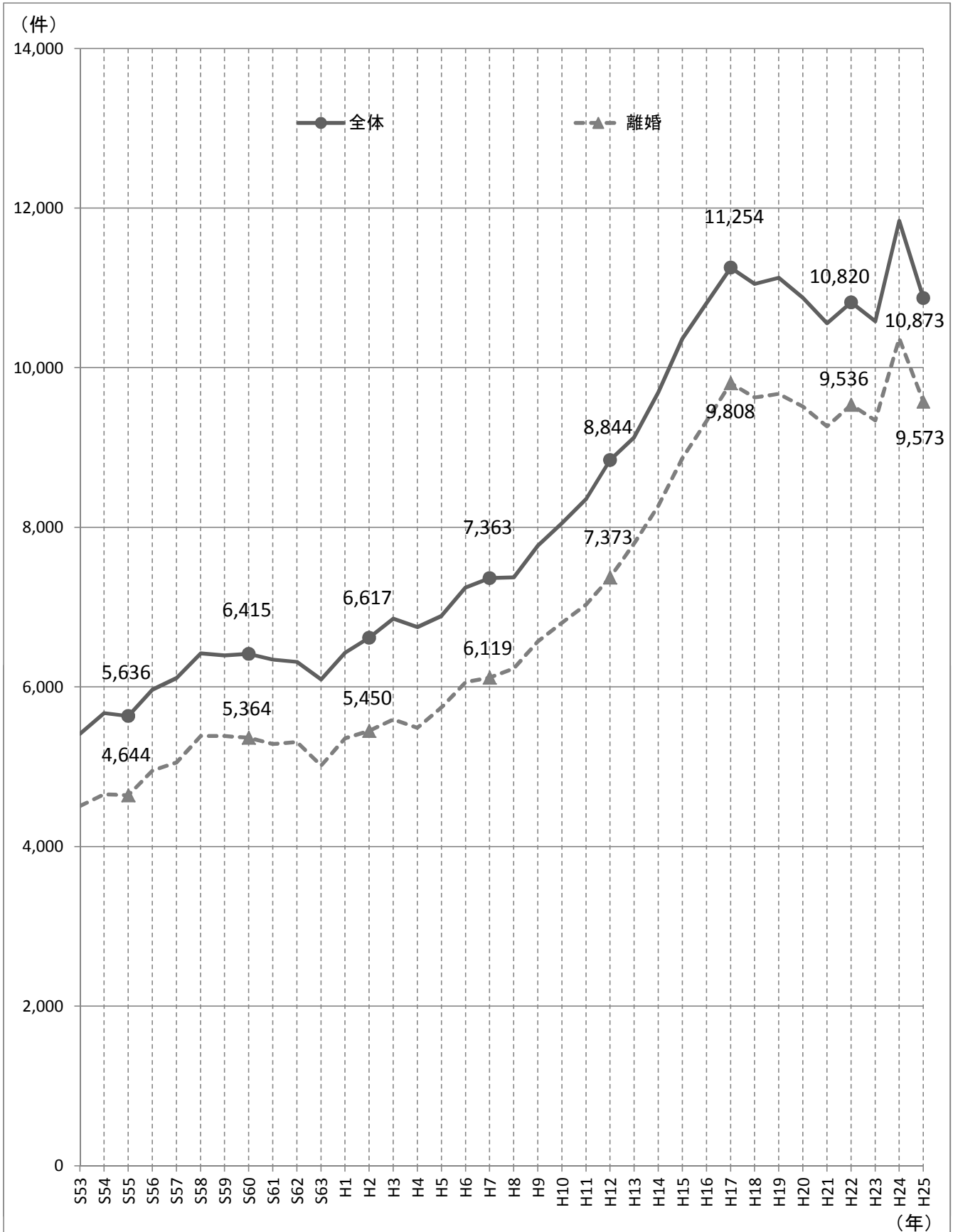
			1	2	3	4	5
昭和 53年	類型	全体	離婚	認知	親子関係	離縁	人事のその他
	件数	5,413	4,510	294	248	166	65
	全体に 対する割合		83.32%	5.43%	4.58%	3.07%	1.20%
昭和 58年	類型	全体	離婚	認知	親子関係	離縁	人事のその他
	件数	6,421	5,384	322	300	239	13
	全体に 対する割合		83.85%	5.01%	4.67%	3.72%	0.20%
昭和 63年	類型	全体	離婚	親子関係	離縁	認知	人事のその他
	件数	6,095	5,014	308	282	263	10
	全体に 対する割合		82.26%	5.05%	4.63%	4.32%	0.16%
平成 5年	類型	全体	離婚	親子関係	離縁	認知	人事のその他
	件数	6,891	5,745	340	282	244	14
	全体に 対する割合		83.37%	4.93%	4.09%	3.54%	0.20%
平成 10年	類型	全体	離婚	離縁	親子関係	認知	人事のその他
	件数	8,054	6,806	345	335	250	27
	全体に 対する割合		84.50%	4.28%	4.16%	3.10%	0.34%
平成 15年	類型	全体	離婚	人事のその他	親子関係	離縁	認知
	件数	10,367	8,870	474	375	361	287
	全体に 対する割合		85.56%	4.57%	3.62%	3.48%	2.77%
平成 20年	類型	全体	離婚	人事のその他	離縁	親子関係	認知
	件数	10,876	9,515	570	297	286	208
	全体に 対する割合		87.49%	5.24%	2.73%	2.63%	1.91%
平成 25年	類型	全体	離婚	人事のその他	離縁	親子関係	認知
	件数	10,873	9,573	490	290	278	242
	全体に 対する割合		88.04%	4.51%	2.67%	2.56%	2.23%

※ 平成15年までは地裁の事件数, 平成16年から平成22年までは地裁及び家裁の事件数の合計, 平成23年以降は家裁の事件数である。

# 人事第一審訴訟 既済事件数の推移

(全体及び離婚事件)

地裁 家裁



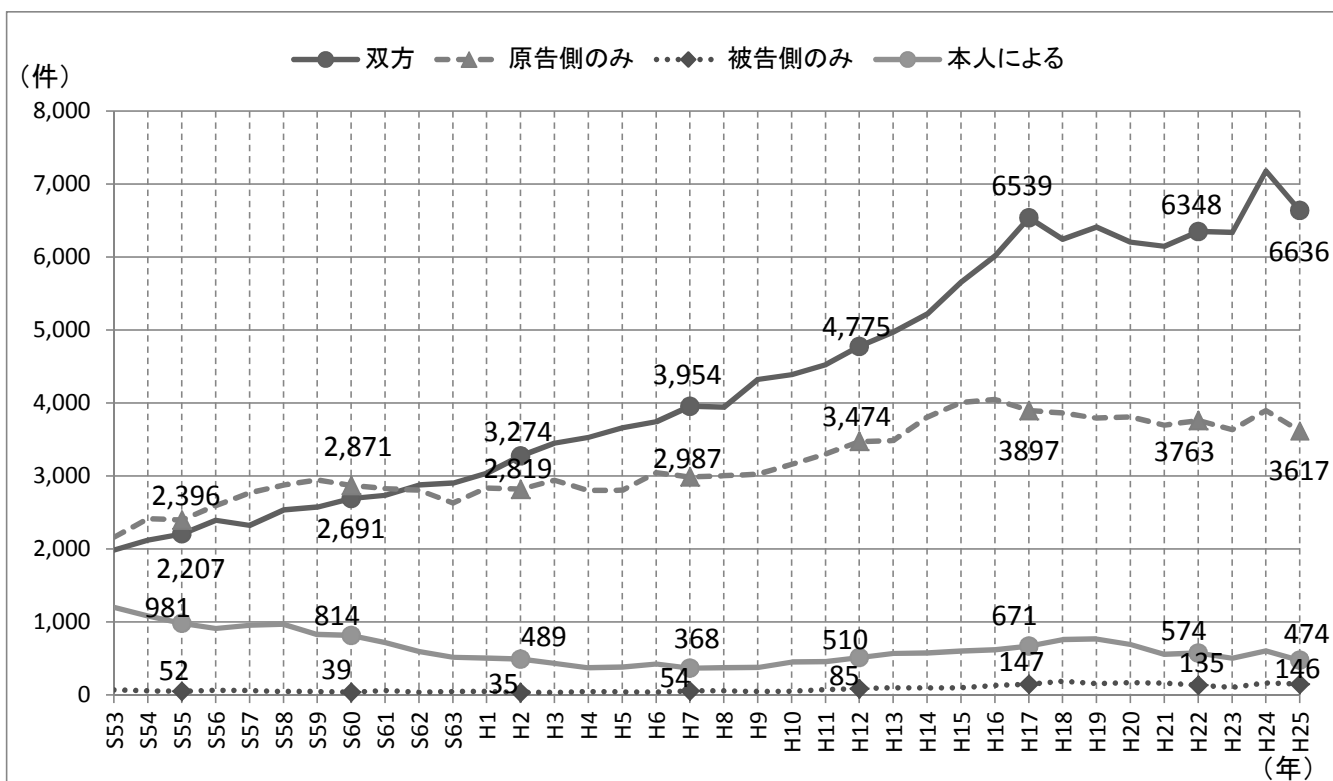
※ 平成15年までは地裁の事件数、平成16年から平成22年までは地裁及び家裁の事件数の合計、平成23年以降は家裁の事件数である。

## 人事第一審訴訟「代理事件数」の推移(既済)

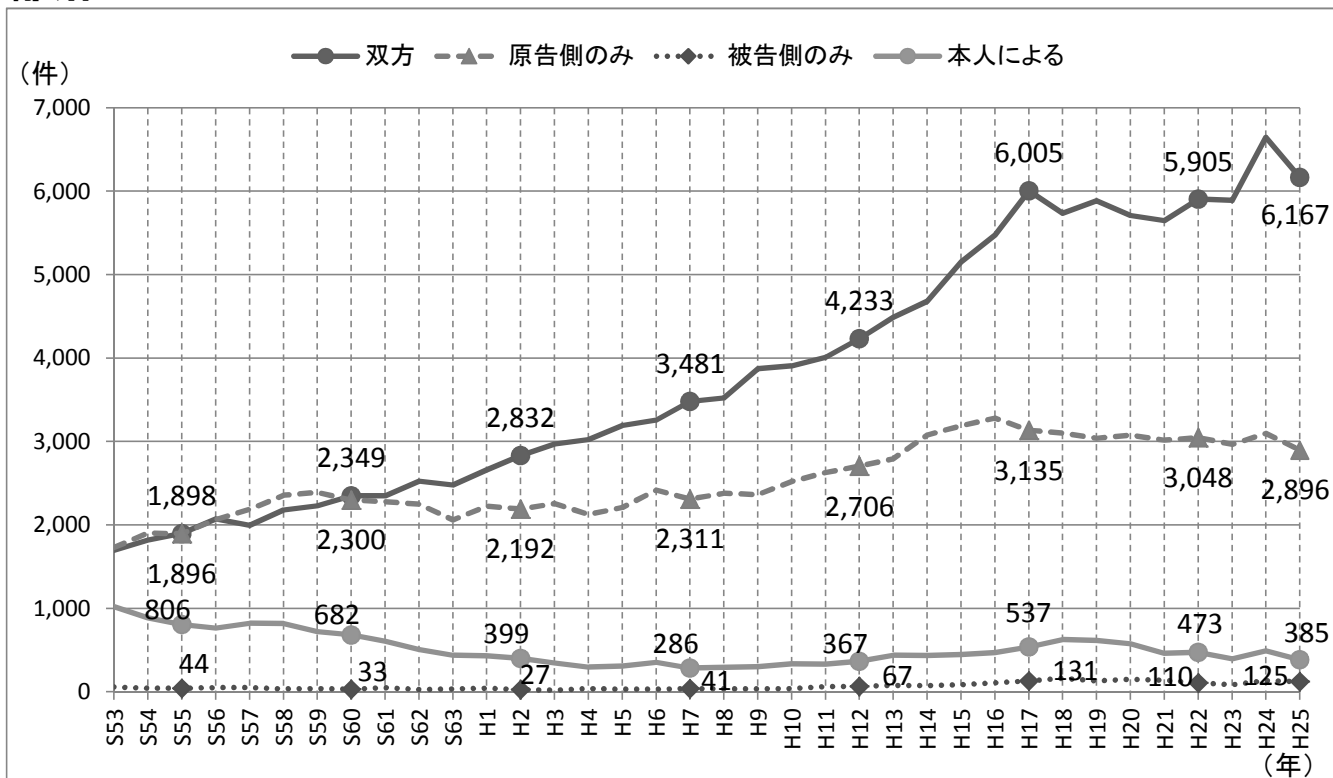
(全体及び離婚事件)

地裁 家裁

## 全体



## 離婚



# 人事第一審訴訟「代理数」の推移

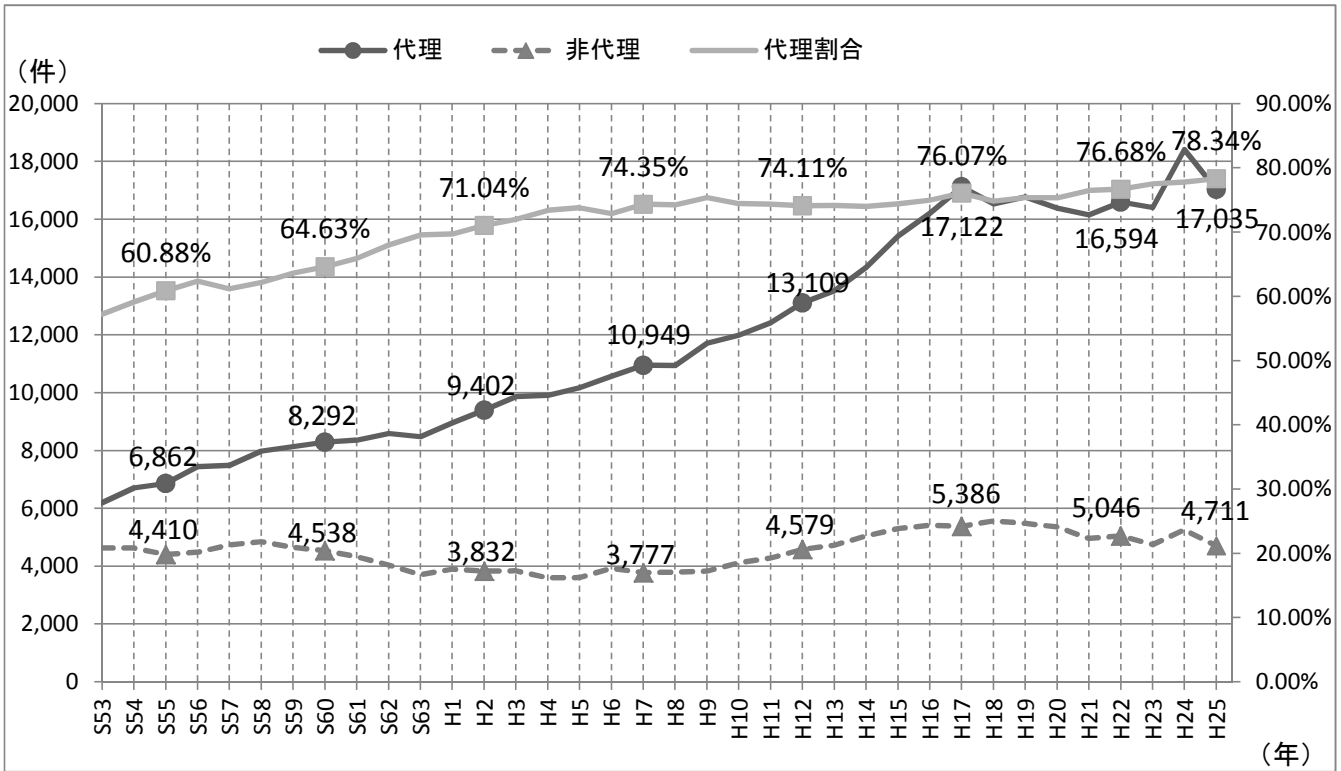
地裁 家裁

(全体及び離婚事件)

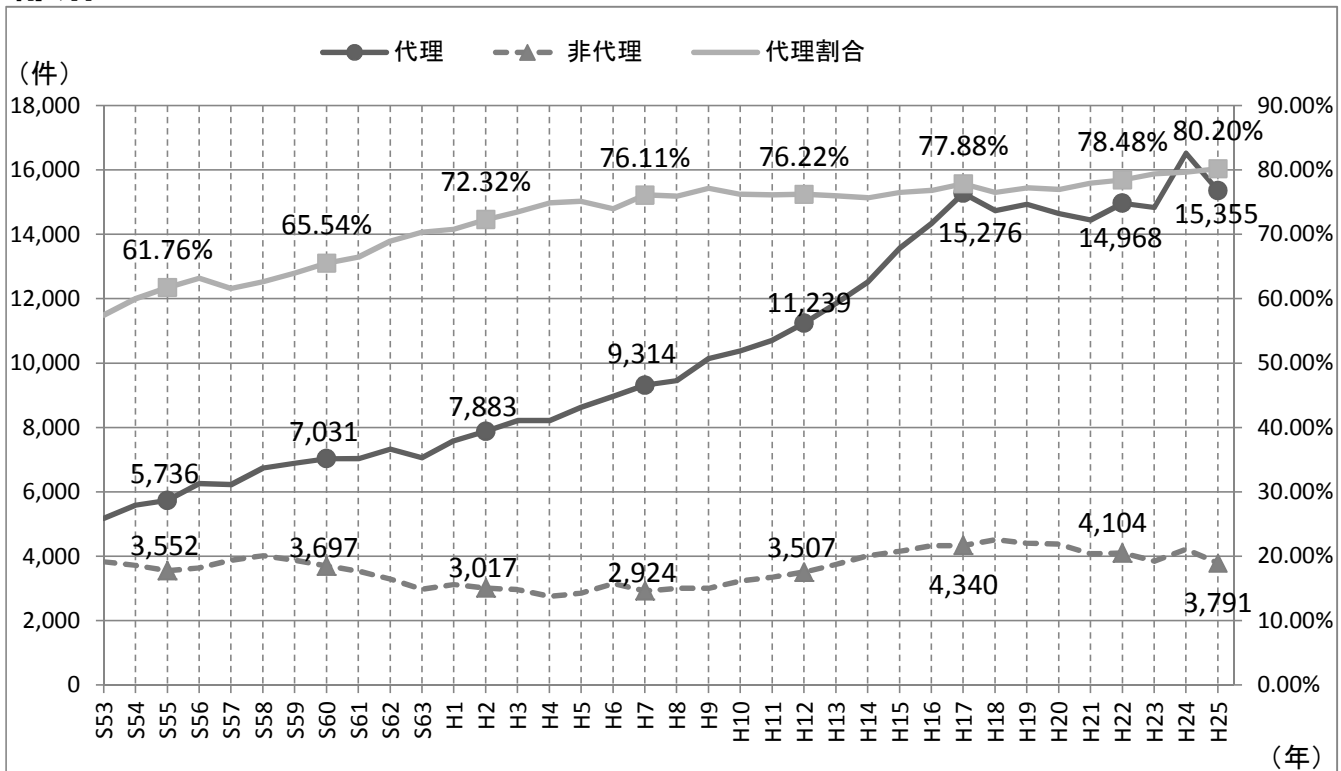
※「代理数」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には原告及び被告の双方に弁護士が付いていることから2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、原告代理又は被告代理の場合には1として算出した。

※「代理割合」とは、弁護士が原告側及び被告側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[\text{代理数}] \div (\text{代理数} + \text{非代理数})$  (「代理数」+「非代理数」は、すなわち既済全事件数×2)で算出した値である。

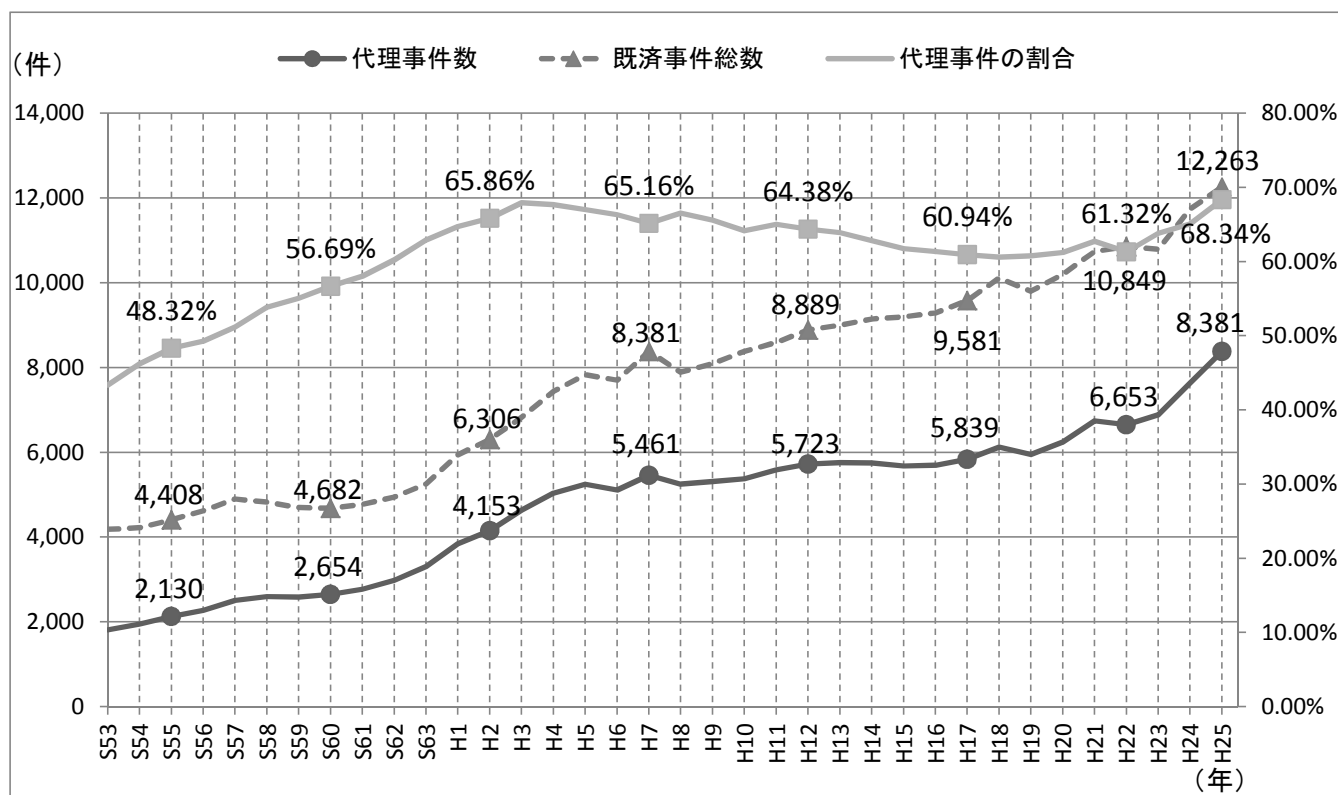
## 全体



## 離婚



## 遺産分割事件(調停・審判)「代理事件数」の推移(既済)



※ 「代理事件数」は、当事者の双方又は一方に代理人が付いている事件の総数を示したものである。

※ 「代理事件の割合」は、[「代理事件数」÷「既済事件総数」]で算出した値である。

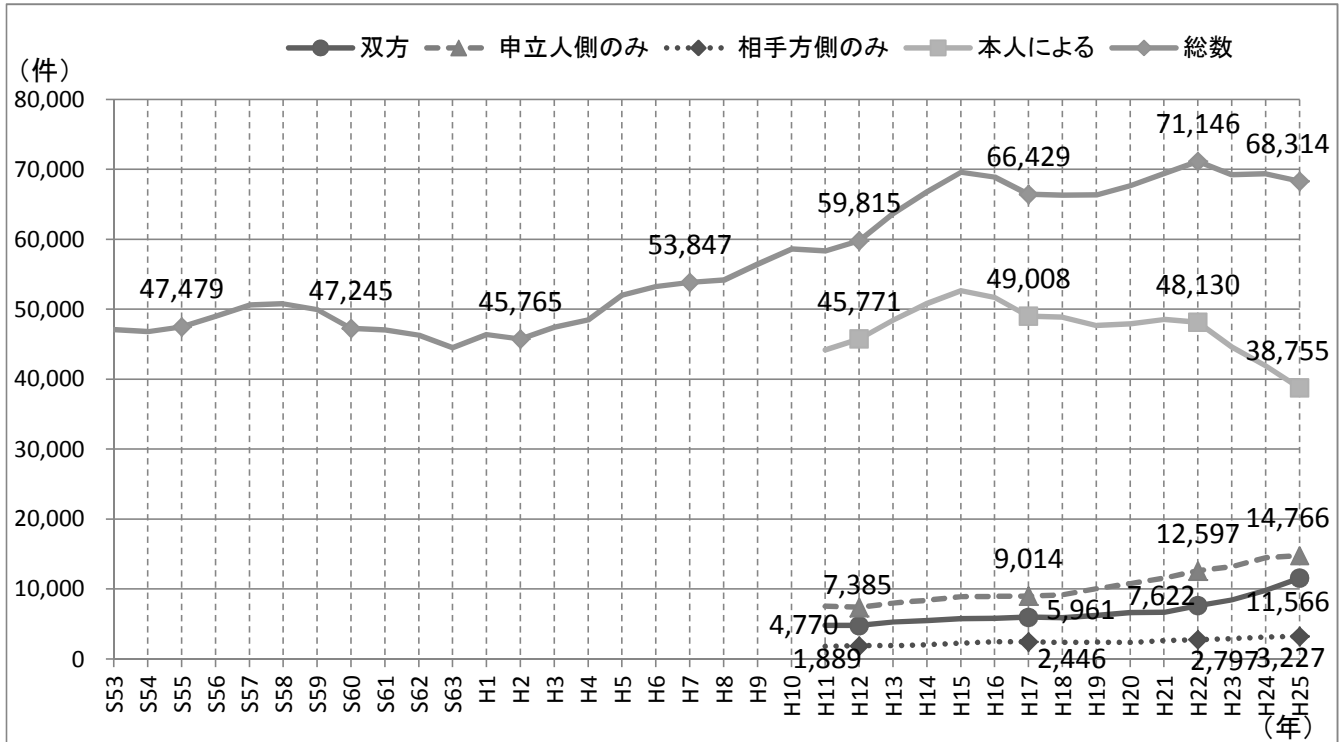
## 婚姻関係事件(調停・審判)「代理事件数」及び「代理数」の推移(既済)

家裁

※ 「代理数」とは、弁護士が申立人側及び相手方側の各当事者に代理人として付いた数をいう。一事件につき、双方代理の場合には申立人及び相手方の双方に弁護士が付いていることから2とし、申立人代理又は相手方代理の場合には1として算出した。他方、非「代理数」は、一事件につき、双方本人の場合には2とし、申立人代理又は相手方代理の場合には1として算出した。

※ 「代理割合」とは、弁護士が申立人側及び相手方側の各当事者に代理人として付いた割合をいい、 $[(代理数) \div (代理数 + 非代理数)] \times 100$ で算出した値である。

### 代理事件数



### 代理数

